

平成24年1月31日
千葉県報第12683号別冊

包括外部監査の結果に係る措置結果

千葉県監査委員

目 次

- 1 平成14年度分
(監査テーマ)
千葉県上水道事業及び工業用水道事業の財務事務及び経営管理・・・・・・・・1
- 2 平成16年度分
(監査テーマ)
千葉県土地開発公社の財務事務の執行について・・・・・・・・2
- 3 平成17年度分
(監査テーマ)
社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する
事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行・・・・・・・・3
- 4 平成18年度
(監査テーマ)
県税の賦課徴収事務について・・・・・・・・21
- 5 平成19年度分
(監査テーマ)
県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び
千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について・・・・・・・・29
- 6 平成22年度分
(監査テーマ)
公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について・・・・・・・・42

千葉県上水道事業及び工業用水道事業の財務事務及び経営管理

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
1	7 情報システム (3) その他 管路情報管理システムの マッピング更新入力作業	設計段階からマッピングの更新対象データを利用して、設計図面等を作成し、工事完了後そのデータに基づき管路情報システムのマッピングを適宜更新することにより、事務の効率化を図ることが望まれる。	管路情報管理システムは、GIS（地理情報システム）を用いた水道管を管理するシステムであり、管路検索、条件別集計、印刷機能、管網解析などの機能を有する。 今回の指摘を踏まえ、当該システムのデータ授受による更新機能を検討したところ、以下の理由により対応が難しいと判断した。 ①一般的な作図ソフト（CAD等）には、管路情報管理システムと同等な機能（属性データ等）を保持していないため、データの連携が出来ない。 ②CAD等からデータを授受するためには、現行システムに大幅な改造が必要となり、多大な費用を要する。 ③工事完成後に、請負業者が作成する完成図から得られるのは図形データのみであり、改めて属性データ入力や既存図面との調整が必要となり、事務の効率化は図れない。	

平成16年度包括外部監査

[千葉県土地開発公社]

千葉県土地開発公社の財務事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
2	1 長期保有土地 (1) 公有地取得事業の長期保有土地 都市計画道路代替地（柏市）	代替地としての利用の見込みが難しいことから、県が取得し民間への売却も含め、処分方法を検討すべきである。	当該用地は、代替地としての利用が見込めないことから、民間への売却による処分を決定し、平成22年3月16日付けで再取得した。 現在、全5筆のうち3筆を売却済みであり、残る2筆についても、今後、売却を図っていく。	
3	1 長期保有土地 佐倉下根用地（佐倉市）	県が土地を取得し、土地の用途及び処分方針を検討すべきである。	佐倉市下根用地の処分にあたっては、県庁全部局に対し同用地の利活用について照会するとともに、地元佐倉市を含めた検討委員会を設置し、同用地の有効利用について検討している。	継続

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
4	【中央図書館】 行政コスト計算書について	行政コスト計算書上には、将来発生するであろう施設の改修費用は含まれておらず、改修コストを十分に念頭に置き、施設の維持管理計画を策定していくことが望まれる。	今年度策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」において、図書館の将来的な方向性を示したところであり、老朽化に伴う施設・設備の改修については、耐震改修と併せて実施する計画である。	
5	資料の整備・保管方針について	今後の資料の整備・保管方針については、県立3館の役割分担の見直し等、県財政の状況を十分に検討し、県立図書館全体としてのあるべき姿を踏まえて策定していくことが望まれる。	平成19年1月の図書館協議会の答申や平成21年6月の千葉県生涯学習審議会の意見を参考に、「千葉県立図書館の今後の在り方」を策定することとし、生涯学習審議会での審議やパブリックコメントを実施し、今年度策定したところである。 このため、資料の整備・保管方針については、「千葉県立図書館の今後の在り方」を踏まえ策定することとした。	
6	職員の配置について	職員の配置については、現状に見合った組織を柔軟に構築し、職員を適材適所に配置していくことが望まれる。	職員配置については、県民ニーズを踏まえ効率的な図書館の運営が行えるよう、適切な職員配置に努めている。	
7	県立図書館3館の分担整備について	早期に新たな県立図書館に係る基本構想を策定することが望まれ、策定する際は、3館の資料収集の分担整備についての特色を持たせた「ゆるやかな分担」について検討を行うことが望まれる。	平成19年1月の図書館協議会の答申や平成21年6月の千葉県生涯学習審議会の意見を参考に、「千葉県立図書館の今後の在り方」を策定することとし、生涯学習審議会での審議やパブリックコメントを実施し、今年度策定したところである。県立図書館3館の資料の分担整備について、「千葉県立図書館の今後の在り方」を踏まえ検討を行うこととした。	
8	県立図書館3館の分担整備について	東部及び西部図書館は今後の資料収集方針、非来館型サービスの普及により明確な役割分担への移行も選択肢として検討していくことが望まれ、今後、役割分担を検討するに当たっては、各館の位置する地域の特性に応じた資料整備、蔵書収容可能スペースや物流ネットワークを強化する上での地理的・物理的条件等も考慮していくことが望まれる。	県立図書館3館の役割については、今年度策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」の中で示したところである。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
9	高度なレファレンス業務への対応	県立図書館は、より専門性の高い資料を整備する必要があるとともに、県立図書館の職員が、高度かつ専門的な知識を身につけている必要があり、県立図書館の職員数や職員配置についての方針を策定していくことが望まれる。	高度なレファレンスサービスの提供は、県立図書館の重要な役割と認識しており、司書の資質向上を図るため基礎的・専門的研修を体系的に実施している。 職員配置については、県民ニーズを踏まえ効率的な図書館の運営が行えるよう、適切な配置に努めている。	
10	県立図書館の4館構想について	施設を取り巻く状況を十分に考慮して、県立図書館が有する役割を踏まえた役割分担を見直し、新たな基本構想の策定を行っていくことが望まれる。	今年度策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」では、従来の、県内を4地域に分けて、各地域に県立図書館を設置し、地域分担して地域内の図書館サービスの向上を図るという考え方を改め、中央図書館を県立図書館の中核と位置付け、中央・西部・東部の3館が一体となって県内の図書館活動の充実・振興に努めることとした。	
11	【さわやかちば県民プラザ】蓄電池の交換について	合理的な修繕の計画を作成し、維持修繕予算を明確にして、効率よく保全維持を行う必要がある。	蓄電池については、平成21年度に交換済みである。その他については、修繕計画を立て緊急性の高いものから修繕を行うこととしている。	
12	今後のあるべき姿について	広く県民の便益となるべく何らかの施策を図る。事業の再検討、地域自治体への移譲、指定管理者制度の有効活用など、経済性、効率性の観点からも県の施設としての運営の再検討が必要であると考えます。	平成20年4月からESCO事業を導入し、光熱水費の削減を図っているほか、主催事業の見直しや職員数の見直し等も行っているところである。今後の在り方について、指定管理者制度の導入なども視野に入れながら、検討を行っている。	
13	公用車について	公用車が寿命を迎えた場合、安易に買い換えるのではなく、必要性和経済性をよく検討する必要がある。	公用車1台については、平成20年度中に他の教育機関で活用を図ることとした。残る1台についても、更新時に必要性和経済性を十分検討する。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
14	【手賀の丘少年自然の家】 行政コスト計算書について	現在、18歳未満の者は原則無料だが、受益者負担の考えから無料の範囲を見直すとともに、利用料の増額、さらには千葉県民以外の利用者に対する別料金を設定するなど料金体系の再検討も必要である。	施設開所以来、宿泊料・施設使用料は無料であったが、10年度からは18歳以上の宿泊料・施設使用料を有料とした。さらに、18年度から18歳未満の宿泊料・施設使用料を有料とした。また、平成20年度からは指定管理者制度を導入し、コスト削減が図られている。利用料金については、上限を設けて指定管理者の収入となるよう定めているが、利用料金の上限引き上げや県外料金の設定の必要性については、他県の状況等も勘案しながら検討をしていく。	
15	千葉県以外の利用者の別料金について	料金体系の見直し、特に、増加する県外利用者に対して別料金を設けて、千葉県民の負担を軽減することも必要ではないか。	施設開所以来、宿泊料・施設使用料は無料であったが、10年度からは18歳以上の宿泊料・施設使用料を有料とした。さらに、18年度から18歳未満の宿泊料・施設使用料を有料とした。また、平成20年度からは指定管理者制度を導入した。利用料金については上限を設けて、指定管理者の収入となるよう定めている。利用料金の上限引き上げや県外料金設定の必要性などについては、他県の状況等も勘案しながら検討をしていく。	
16	プラネタリウムの利用状況について	プラネタリウムの利用率は必ずしも高いとはいえず、近隣に同様の施設も多い。さらに本体の機械も老朽化してきており、設備更新も視野に入れなくてはならない。	平成18年度からプラネタリウムの一般公開事業数を増やしている。平成20年度からは指定管理者制度を導入し、指定管理者が内容に関して独自の工夫を凝らしながら投影を行うなど積極的な集客に努めている。 本体の機械の老朽化については、必要に応じて修繕を行っていく。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
17	今後のあるべき姿について	平成18年度から実施される予定となっている県直営の運用形態よりも、指定管理者制度を導入し、より機動的に行動しやすい指定管理者に管理を委託するなどしたほうが、県民にとってより有益なものとなる。プラネタリウムについては今後とも維持するか検討することが必要であり、維持するのであれば、より高い利用を目指して管理運営することが要求される。	平成20年度から指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営や利用者の利便性向上等を図っているところである。今後も適正な運営がなされるよう、十分に指定管理者の指導・検証を行っていく。 プラネタリウムについては、少年自然の家の設置目的によるものであり、環境学習の一環としても重要な位置づけをもっているため、今後も維持し、さらに多くの方に利用していただけるようにしていく。	
18	施設の人員について	常勤者はオフシーズンの業務量を目安として配置し、年間の業務量の変動に応じて適時にアルバイト・ボランティア等を利用するなどして、運営費の削減に努める必要がある。	平成20年度から指定管理者制度を導入しており、繁忙期には、必要に応じてアルバイト等を増員するなど、指定管理者が適切な人員体制を敷いて運営している。	
19	【鴨川青年の家】 備品の利用状況について	トレーニング室等施設の利用料金については、利用者のニーズに沿うように、割安かつ利用しやすい料金設定を行うべきである。	使用料は半日単位の設定であったが、平成20年度に指定管理者制度を導入した際、利用者が利用しやすいよう1時間単位での設定に改正した。また、故障して使用できない機器は撤去し、保管換えにより新しい機器を導入した。	
20	行政コスト計算書について	今後も、行政コストの削減のため、現状では実施されていない一般競争入札制度の導入等を進めていく必要がある。	平成20年度から指定管理者制度を導入し、導入以前よりもコスト削減が図られている。また、施設に関わる工事では、県の基準により執行しており、設計金額が基準に該当する場合は一般競争入札を導入することとなる。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
21	行政コスト計算書について	差引行政コストを抜本的に改善するためには、これ以上大幅な行政コストの削減は考えられないため、利用者の大幅な増加、並びに施設利用料金額の大幅な増額といった対応が必要である。	平成20年度から指定管理者制度を導入し、導入以前よりもコスト削減が図られているばかりでなく、PR活動を充実させたり利用者ニーズへ柔軟に対応するなど利用促進も図られており、利用者が増加している。現在上限が設定されている施設利用料金の上限引き上げの必要性については、他県の状況等も勘案しながら検討をしていく。	
22	今後のあり方について	平成18年度から実施される予定となっている県直営の運用形態よりも、指定管理者制度を導入し、より機動的に行動しやすい指定管理者に管理を委託するなどしたほうが、県民にとってより有益なものとなる。	平成20年度から指定管理者制度を導入し、効率的な管理運営や利用者の利便性向上等を図っているところである。今後も青少年教育施設として適正な運営がなされるよう、十分に指定管理者の指導・検証を行っていく。	
23	利用料の設定方法について	千葉県在住の受益者負担の観点から考察すると、既に他の自治体が行っているように、千葉県居住者並びに勤務者と県外の利用者とは、利用料について何らかの区別することが望まれる。	施設開所以来、宿泊料・施設使用料は無料であったが、10年度からは18歳以上の宿泊料・施設使用料を有料とした。さらに、18年度から18歳未満の宿泊料・施設使用料を有料とした。20年度からは指定管理者制度を導入して、利用料金について上限を設けて指定管理者の収入となるよう定めた。利用料金の上限引き上げや県外料金の設定の必要性などについては、他県の状況等も勘案しながら検討をしていく。	
24	利用料の設定方法について	教育関連施設としての一面に配慮しつつも、受益者負担・経済的合理性の観点から、県外の利用者に対する利用料金の設定方法や利用料を無料にする範囲等の再検討が望まれる。	施設開所以、来宿泊料・施設使用料は無料であったが、10年度からは18歳以上の宿泊料・施設使用料を有料とした。さらに、18年度から18歳未満の宿泊料・施設使用料を有料とした。20年度からは指定管理者制度を導入し、利用料金については、上限を設けて指定管理者の収入となるよう定めているが、利用料金の上限引き上げや県外料金の設定の必要性などについては、他県の状況等も勘案しながら検討をしていく。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
25	貸与資産に係る賃借料について	施設の収益性の改善のためには、経済合理性がある賃借料徴収の検討は不可避である。指定管理者制度導入の可能性を控えている今、賃借料を徴収することによる収益性の改善度と、給食サービスの質の低下のリスクとを勘案し、適正な賃借料を徴収する可能性を再考することが望まれる。	平成20年度から、給食サービスも含めて指定管理者制度を導入している。なお、食堂業務は、指定管理者業務の一環として位置付けているので、賃借料は徴収できないと判断している。	
26	【総合スポーツセンター】 財産台帳について	陸上競技場の改修費2,042,492千円によって、競技場の使用価値増加や耐用年数の延長が見込まれるため、公有財産の増加として、財産台帳に記載すべきである。	当該工事は、増築・改築には該当しないため現行の規則に従って、公有財産台帳上に反映させる改修ではないと判断している。	
27	行政コスト計算書について (意見)	行政コスト計算書上に、将来発生する改修費を考慮していない。当施設は老朽化が進んでおり、今後発生することが予想される改修コストを十分念頭に置きながら、施設の維持管理計画を策定していくことが望まれる。	施設が老朽化しているため耐震診断を実施し、その結果等を参考に、千葉県耐震改修促進計画に基づき、平成20年度に今後の施設の維持管理計画を作成した。この計画に従い維持管理に取り組んで行くこととした。	
28	今後のあり方について（意見）	厳しい県財政や、競技種目間の格差、類似施設の増加を考慮すると、全施設の維持・存続は困難な状況にあり、現実的ではなくなっている。したがって、施設別の利用状況や収支状況、市町村や民間とのサービスの競合状況を勘案し、県有施設として各施設を保有することの必要性について再度、見直すことが望まれる。	水泳場、相撲場は平成20年7月に廃止し、その他の施設については平成21年4月から指定管理者制度を導入した。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
29	大規模修繕が必要とされる施設について（意見）	県として維持が必要と判断した施設については早急に修繕を実施することが望まれる。一方、不要と判断した施設については躯体を撤去し、駐車場用地への充当等を検討することが望まれる。	水泳場、相撲場は平成20年7月に廃止した。その他の施設については、平成21年4月から指定管理者制度を導入した。また、平成21年度に老朽化している施設（野球場・屋外トイレ等）は、改修を行い、平成22年度にプールを取り壊し跡地を駐車場として整備した。その他施設も県の財政状況を考慮にいれながら順次取り組むこととしている。	
30	・都市公園としての機能維持について（意見）	スポーツ施設と都市公園とのバランスを保つこと、すなわち公園の景観維持やスポーツ施設の修繕を充実させていくことが望まれる。特に、公園内の公衆トイレについては、汚い、臭い等の改善の要望が多かったことから、早急に対処することが望まれる。今後は「総合」という冠を廃し、必要な施設だけを維持管理し、機能を充実させていくことが望まれる。	都市公園としての機能維持のため、現状における施設整備項目（相撲場、水泳場の廃止、屋外トイレの再整備等）を策定し、水泳場、相撲場は平成20年7月に廃止した。また、平成21年度は老朽化している施設（野球場・屋外トイレ等）の改修を行い、平成22年度はプールを取り壊し跡地を駐車場として整備した。	
31	利用料金の見直しについて（意見）	県財政難等を勘案し、各施設ごとに料金改定を実施していくことが望まれる。	平成21年4月の指定管理者制度導入にあたり、他県の状況を参考に施設ごとの料金体系の見直しを実施した。今後の料金体系や料金改定については、施設整備や経済状況等を判断しながら対応していくこととしている。	
32	専用使用に係る料金徴収について（意見）	民間企業や民間のスポーツクラブなどが主催する大会の中には、結果的に営利目的のものもあるため、料金体系の変更を検討することが望まれる。	営利目的の使用料については「千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例」により「入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合」と定めており、その区分により徴収している。民間企業が専用使用する場合、企業主催の社内運動会など一般利用に該当する場合もあり、必ずしも営利目的と判断することができないことから、今後も、条例に基づき、使用目的・内容を精査したうえで徴収することとしたい。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
33	物品の購入について（意見）	共同でスポーツ用品のまとめ買いが可能であれば、コスト削減に寄与するものと思われるため、共同で購入できるものがないか検討することが望まれる。	平成21年度より指定管理者制度を導入し、消耗品や一部の備品は指定管理者が購入している。	
34	【国際総合水泳場】施設の遊休スペースについて	3階は、テナント撤退後、遊休状態が続いている。近隣の経済環境に合わせた賃料を設定するなど、施設を有効に活用すべきである。	レストランスペースについては、有効活用すべく、国際総合水泳場ホームページにてテナント募集を行っている。今後は、次回指定管理者募集の際に、レストランに拘らず、利用者のニーズに合わせた多目的スペースとしての利用等を考慮しながら料金設定の検討を行うこととしたい。	
35	休止設備について	地下駐車場の機械式駐車場について、使用可能性を検討せずに放置しておく、売却機会の減少や、撤去時のコストの増加等が発生するおそれがある。早期に使用可能性を検討し、効率的な利用方法等を検討すべきである。	地下駐車場の機械式駐車場については、その機能の回復は困難であるため、現状で使用可能なスペースの利用方法等を検討し、管理用駐車場として使用することとした。	
36	遊休物品の保管方法について	遊休物品については、状態や今後の使用見込みをチェックし、今後使用が見込まれない物品については、早期に処分方針を策定すべきである。	遊休物品についてチェックし、使用が見込まれない物品については、処分をした。	
37	遊休物品の保管方法について	今後使用が見込まれる物品については、適切な保管場所にて管理を行っていくべきである。	今後使用見込みのある物品は、器具庫等の場所に保管することとした。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
38	国際総合水泳場の役割について（意見）	国際総合水泳場は、市町村や民間の施設では達成できない役割を担うことが望まれるが、サブエリアの役割は、近隣市町村の施設においても代替が可能であり、サブエリアのみの休場による経費削減や受益者負担の原則に基づく使用料金体系を改定すること。	サブエリアは、大会時メインプールの補助競技等として必須の施設であり、大会開催時以外は通年型温水プールという特性を生かし、県民の生涯スポーツ活動の推進という役割を担っている。また、平成18年度から指定管理者制度を導入し、経費についても削減されている。利用料金については、上限を設けて指定管理者の収入となるよう定めた。利用料金の上限引き上げや県外料金の設定の必要性などについては、指定管理者制度導入後の運営状況や他県の状況等も勘案しながら検討をしていく。	
39	使用料金について（意見）	一般の利用者は減少しているのに対し、高齢者の使用割合は年々増加する傾向にある。使用料は他都道府県と比較し、若干低い設定であるほか、高齢者に対する減免規定も設けているが、利用者アンケートには、休場期間への反対や、高齢者からの料金徴収を求める声が多い。受益者負担の観点からも、使用料金の改定や高齢者からの使用料徴収を検討することが望まれる。	高齢者福祉の観点から高齢者からの料金徴収は困難である。指定管理者制度を導入して、利用料金について上限を設けて指定管理者の収入となるよう定めた。利用料金の上限引き上げや県外料金の設定の必要性などについては、指定管理者制度導入後の運営状況や他県の状況等も勘案しながら検討をしていく。	
40	専用使用に係る料金徴収について（意見）	民間企業や民間のスポーツクラブなどが主催する大会の中には、結果的に営利目的のものもあるため、料金体系の変更を検討することが望まれる。	営利目的の使用料については「千葉県国際総合水泳場の管理等に関する条例」により「入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合」と定めており、その区分により徴収している。民間企業が専用使用する場合、企業主催の社内運動会など一般利用に該当する場合もあり、必ずしも営利目的と判断することができないことから、今後も、条例に基づき、使用目的・内容を精査したうえで徴収することとしたい。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
41	【美術館】 公有財産の管理状況について	建物については、個々の資産毎に取得時期や取得価格等を記載した台帳もしくは補助簿を作成すべきである。	県財産管理システムでは、建物本体及び本体に付属する設備に係る財産台帳はトータルで台帳に記載することとなっている。したがって、過去に建築した建物について、設備など工作物毎に分割した台帳を作成することは、取得価格等の詳細をつかむことが現在では困難なためできない。 現在は、取得時期や取得価格等がわかるものについては、個々の資産毎に台帳もしくは補助簿を作成するようにしている。	
42	行政コスト計算書について	行政コストは改善しているものの、現状の県財政を考慮し、さらなる改善を目指すとともに、入場者1人当たり差引行政コストの低減を図る必要がある。	予算の計画的かつ効率的な執行、運営経費の節減により、コストの改善に努めていく。企画展の内容充実等により、有料入場者の増加を図る方策を検討中である。また、入場料金体系については、博物館の文化財を保護し継承していくという公共性及び県民への生涯学習支援、学校教育支援という使命にかんがみ、現状のままとした。	
43	今後のあり方について	指定管理者制度の導入の検討を進めることとしているが、導入できるのであれば積極的に採用すべきと考える。	他県では指定管理者制度が導入されて以降、資料保管などの業務を後回しにする傾向など問題点が指摘されている。 千葉県立美術館は、県ゆかりの作家の作品の収集や、県全域を対象とする学校教育支援や生涯学習支援など、長期的な視点に立った運営を求められており、指定管理者制度の導入については、慎重に検討した結果、直営とすることとした。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
44	利用者の増加策について	<p>利用者の増加を目指すために、開館時間の延長や県民だより、ポスターなどの活用、さらには近隣の商業施設等とのタイアップすることが考えられる。また、小・中学生の社会科見学、美術の課外授業により美術に対する関心を高めることが考えられる。</p>	<p>夜間への開館延長については、平成19年度の「ユトリロ展」開催中の毎金曜日に1時間半の延長を行ったが、延長時間帯の入館者数は10名未満であり、効果は低かった。これは、路線バスの本数が夜間に著しく減少するなどの立地条件によると思われ、状況の著しい変化が認められない現状では、夜間開館以外の方法での活性化を図るよう検討している。なお、周辺に多くの人が集まる千葉県花火大会当日は、毎年、1時間半の延長を行っている。</p> <p>また、「県民だより」では定期的に情報提供しており、掲載機会の増加に努める。新聞の折込や、千葉駅等でのポスター掲示については、実施にむけ予算獲得に努力する。</p> <p>ポスターの掲示については、ひきつづき施設相互の連携に努めるとともに、有償による広告掲載を増やすため、県の規定に基づき、企業等の広告誘致に努める。</p> <p>小中学生の美術館利用のためのカリキュラムについては、当館の「教師のためのアートガイダンス」等の事業においても学校側に働きかけている。さらに、学校むけのパンフレットの充実や、小中学生を対象とした事業を推進している。</p>	
45	友の会に対する使用料の減免について	<p>使用料の全額免除を継続することの妥当性やミュージアムショップの運営を県立美術館が直接実施することについて、検討することが望まれる。</p>	<p>友の会は、美術館への協力や支援等を目的に設立された団体であり、展覧会テーマに合った品揃えを行うなど、美術館と一体化したミュージアムショップ運営を行っていることから使用料を全額減免している。</p>	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
46	千葉県美術品等取得基金について	県立美術館の運営健全化を図るためにもっと使途を拡大することも検討が望まれる。	千葉県美術品等取得基金は、条例により「博物館の美術品その他博物館資料の取得に要する資金に充てるため」と目的が定められていることから、美術館・博物館の使命として収蔵しなければならない資料が市場に出回った時期を逃すことなく取得するものであり、使途を拡大することなく、堅持する。	
47	収蔵資料の付保状況について	基金の活用等により財源の捻出をはかり、早急に全件に保険を付すことが望まれる。	基金の活用については、使途が定められており財源とし捻出は出来ない状況であり、現状は優先順位を付けて付保している。県財政も厳しい状況にはあるが、全ての資料に保険加入できるよう今後も予算要求していく。	
48	【中央博物館】 随意委託について	本館外構及び生態園管理業務及び分館海の博物館の駐車場料金徴収業務は、随意契約の要件が具体的かつ明確ではなく、最低でも指名競争入札を採用すべきである。	本館執行分（外構及び生態園管理業務）については、平成18年度契約分から執行方法を指名競争入札、平成20年度契約分から一般競争入札とした。 ただし分館海の博物館の執行分（駐車場料金徴収業務）については、海中公園センターが別に設置している屋外駐車場との間で、車高2.1m未満の車については分館の立体駐車場に優先的に誘導し、屋外駐車場は、それ以上の車高の車及び立体駐車場が満車の場合にのみ誘導するよう、海の分館にとって有利な提携ができること、また、分館が休館中でも開館している海中公園センターを利用する県民のため、立体駐車場のみをオープンさせることができることなど、海中公園センターに委託することによる運営上の利点があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、海中公園センターに委託している。 他者が徴収委託を請け負った場合、これらの利点が失われる可能性が高いことから、指名競争入札の導入などについては、今後、慎重に検討していくものとする。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
49	行政コスト計算書について	入館者数の減少に伴い入館者1人当たり差引行政コストは大幅に上昇している。このことを念頭に置き、今後の博物館運営の方針を策定していくことが望まれる。	入館者数減少の1つの要因として、有料化に伴いピーターの減少が考えられることから、既定予算の範囲内において、トピックス的な展示の実施回数を増やし、常設展示のみの期間を圧縮した。また、計画的な広報活動や「中央博探検隊」などの参加型イベント、研究員による「ミュージアムトーク」等の内容をより充実した。今後の運営については、将来の入館者目標値の設定し、それに向けた活性化を図るなど、館内で検討を進めている。	
50	行政コスト計算書について	事業活動の評価や事業計画の策定を効果的に行っていくためには、施設別・事業活動別の収支を把握していくことが有用であると考えられるため、今後の体制整備が望まれる。	施設別収支については、県内4箇所にある本館・分館の各施設の収支を、本館において常に一元的に把握するよう改善した。 事業別収支については、研究員の専門的知識等を事業活動の収支にどのように反映すべきか、算出方法等を含めて検討する。	
51	施設別・事業活動別収支の把握について	施設の効率的運営を行っていくためには、施設別や事業活動別収支の把握を行っていくことが有用であると考えられる。	施設別収支については、県内4箇所にある本館・分館の各施設の収支を、本館において常に一元的に把握するよう改善した。 事業活動別収支については、執行の際に事業別の区分を行い、把握するよう改善した。	
52	施設別・事業活動別収支の把握について	本館(生態園含む)、分館海の博物館(本館棟)、分館海の博物館(駐車場)の3施設に分け、当該施設別に収支の把握を行っていくことが望まれる。	施設別収支の把握を行うよう改善した。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
53	施設別・事業活動別収支の把握について	業績評価を行うに当たり、利用者や参加者の状況も加味した一人当たりのコストを考慮することが考えられる。	利用者や参加者の状況を把握し、コストを考慮することも含めて業務評価を行っていく。	
54	施設別・事業活動別収支の把握について	人件費についても、一定の基準を設けて各事業活動に反映していくことが望まれる。	毎年、組織及び定数の見直しを行い、その結果により事業を計画し、活動を行っており、各事業活動に反映している。	
55	施設別・事業活動別収支の把握について	分館の駐車場は、詳細な収支を把握し、修繕費用等の将来コストを考慮した全体収支が均衡するように管理運営を行っていくことが望まれる。	駐車料金は規則条例により適正な料金が設定されている。また収支も把握し管理運営を行っている。	
56	県立中央博物館の今後のあり方について	博物館は、調査研究活動の拠点であると同時に、その成果を県民へ還元していく役割を担っているため、広く県民に利用してもらえようような施策を講じていくことが望まれる。	マスコミ等への計画的な広報活動を実施するとともに、市内小中学校や周辺地域に対してもポスター等によるPRを積極的に実施している。さらに「中央博探検隊」などの参加型イベント、研究員による「ミュージアムトーク」等の内容をより充実するとともに、今後の活性化策については、将来の入館者目標値の設定等、館内で検討を進めている。	
57	収蔵資料の台帳管理とデータベース管理の一元化について	収蔵資料台帳の電子化を進め、台帳の情報をデータベースへ自動登録できるような仕組みを構築していくことが望まれる。	セキュリティ上の理由からデータベースと担当者のパソコンを直結することはできない。現在は、入力件数が蓄積された段階で、データベースへ一括登録を行うシステムを運用中である。 データ入力等については、日々雇用職員の確保等により登録までの工程を円滑にし、県民サービスの向上に努める。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
58	収蔵資料の付保状況について	収蔵資料を精査し、付保対象を選定していくことが望まれる。	全ての資料が保険加入できるよう予算要求しているが、県の厳しい財政状況により当面は既定予算の範囲で優先順位を付けて付保する。	
59	ボランティアの受け入れについて	ボランティアの受け入れを行い、募集方法等を定める内規を早期に整備していくことが望まれる。	平成19年度にボランティアの受入に係る内規を整備し、現在は、資料整理や講座観察会など、中央博物館本館のほとんどの業務でボランティアが活動している。	
60	【現代産業科学館】 利用状況について	今後、現代産業科学館の利用者数を増やし、少しでも料金収入を増やしていくためには、次のような対策が必要と考える。 ア. 展示品の魅力を増やす	魅力ある展示品を増やすため、研究活動等を通してニーズの把握に努めるとともに、千葉県美術品等取得基金の活用や企業からの寄付について引き続き努力する。	
61	今後のあり方について	利用者の満足度や利用者増、コスト削減に大きな改善が見られない場合、館の存続の検討や指定管理者制度の早急な導入が必要と考える。	他県では指定管理者制度が導入されて以降、資料保管などの業務を後回しにする傾向など様々な問題点が指摘されている。 現代産業科学館では、理科離れ対策としての学校教育支援等、長期的な視点に立った運営が求められており、指定管理者制度の導入は、慎重に検討する。 なお、現在、新指導要領に対応できる学習プログラムの開発、JAXAとの連携事業、T型フォードを活用した事業など、利用者増に向け、運営の改善を図っている。	

平成17年度包括外部監査

[教育庁]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
62	展示品の付保状況について	基金の活用等により財源の捻出をはかり、保険料に充当することが望まれる。	全ての資料が保険加入できるよう予算要求しているが、県の厳しい財政状況により当面は既定予算の範囲で優先順位を付けて付保する。	

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
63	<p>11 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園） (7)監査の結果に添えて提出する意見 ③今後のあり方について</p>	<p>本来、生涯大学校の目的は、高齢者が新しい知識を身につけ、広く仲間づくりを図るとともに、学習の成果を地域活動に役立てるなど社会参加による生きがいの高揚に資するものである。したがって、事業の拠点数は多いほうがより地域密着の対応が可能になると考える。そのために、現在のように県内5施設を専用施設で展開するよりは、市町村が公民館等を利用してきめ細かく事業展開する方が目的に適合し、効率的運営も可能ではないかと考える。</p> <p>市町村が事業を行うに当たっては、学習内容の水準や、事業の実施場所、講師確保などの面で課題があるものの、以下のような検討をすることが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が現在有している5施設を生涯大学校事業の中核的拠点としてとらえ、県が運営していくが、今後は各市町村で生涯大学校事業を展開していく。この場合、県は中核的拠点である5施設での事業ノウハウを、各市町村の事業に効率的にフィードバックすることとなる。 ・生涯大学校事業自体は各市町村が実施する事業としてとらえ、県が現在有している5施設での事業を各市町村に移譲する。 	<p>県社会福祉審議会の「生涯大学校は高齢者が社会参加するために必要な支援をすることに重点を置くべき」との答申を踏まえ、今後の生涯大学校のあり方を示すマスタープランを今年度末までに策定し、条例改正等の所要の手続きを経て、平成25年4月の新たな生涯大学校の開校を目指していく。</p>	継続

平成17年度包括外部監査

[健康福祉部高齢者福祉課]

社会教育施設・スポーツ施設・生涯大学校に係る財務に関する事務の執行及び関連する出資団体の出納その他の事務の執行

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
64	11 千葉県生涯大学校（京葉学園・外房学園） (7)監査の結果に添えて提出する意見 ⑤授業料について	受益者負担の原則により授業料を算定したものの、以下の4点については特段考慮されていないことから、これらの再検討も含め、県民への合理的説明が可能な授業料の見直しを検討することが望まれる。 ア授業料算定から人件費が除かれている。 イ総事業費から人件費を除いた額の1/2が除かれている。 ウ学校校舎の建設費に係る減価償却費相当分及び将来の修繕予定額が除かれている。 エ建設費に係る県債の利息償還金が考慮されていない。	授業料については、高齢者の福祉の観点と他県の状況を勘案して金額を設定したものである。 なお、授業料を含めた生涯大学校のあり方を示すマスタープランを今年度末までに策定することとしている。	継続

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
65	II 監査の結果及び意見の集約 3. 個人事業税 ①複写・転記作業の効率化について	個人事業税の捕捉作業は人力によるところが多い。そのため、事務所毎の人員配置により判定の差が出てくる。効率的かつ正確に作業を行うための方策を検討することが望ましい。 また、県税事務所ごとに作業の質に差が生じないようにすることが望ましい。 具体的には、作業量に応じた人員配置や国税から入手する課税データを活用する等が考えられる。	転写・転記作業については、転写すべき申告書等の選別作業は職員が中心となり、他の付随業務については非常勤職員が中心となって行うなど、各県税事務所の実情に応じて、効率的かつ正確に行うようにしている。 さらに、平成23年1月1日から国税データ連携が開始され、決算書等を除く課税データは電子データとして提供されるようになったことから、転写・転記の対象が限定されることとなり、従来に比べ、一段と効率的かつ正確な作業となっている。	
66	II 監査の結果及び意見の集約 3. 個人事業税 ⑤不申告等に関する過料について	条例において、不申告者に対する3万円の過料が規定されている。長期間にわたって申告しなかった場合は過失があり、期限内に申告した者との公平性に反する。 申告の長期滞留者に対する過料を科す規定の厳密な適用を検討することが望ましい。	不申告等に関する過料の規定は、税を不正に逃れようとする者に対する牽制効果も含まれていることから、国・市町村との連携による広報に努め、自主的な申告を促すなど、過料事例が発生しないよう努めている。 また、個人事業税の申告については、地方税法第72条の55の2の規定により、税務署へ所得税の確定申告をした場合は個人事業税の申告がなされたものとみなされるため、不申告に対する過料規定が適用された事例は本県において実績はなく、全国的にも発生していない。 但し、悪質な長期不申告事例が発生する場合は、規定に従い適正に対処することとしている。	
67	II 監査の結果及び意見の集約 4. 不動産取得税 ①登記所からの不動産の所有権移転情報の提供（承継取得）について	所有権移転に関する情報が登記所から県税に対し、電子データによる提供も含め、漏れなく確実にかつ適時・効率的に入手できるような仕組みが構築されることが望ましい。	所有権移転情報について登記所から直接電子データによる提供を受けることは、法律上の根拠規定が存在しないため、現状では困難であることから、総務省を通じて法務省へ要望したところであるが、現在までに法改正は行われていないため、引き続き、総務省を通じて電子データによる提供が可能となるように要望する。 また、登記所での登記申請書閲覧については、各県税事務所の複数の担当者が行い、閲覧調査した簿冊を、他の者が再度確認する等により、閲覧漏れが生じないように対処している。	

平成18年度包括外部監査

[総務部税務課]

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
68	Ⅱ 監査の結果及び意見の集約 4. 不動産取得税 ②市町村からの不動産の価格の情報の提供について	市町村から県への不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定について参考となるべきデータを常に提供してもらえようとするのが望ましい。	市町村に対し、不動産取得税の課税に必要な不動産価格等のデータ（紙又は電子）の提供を求めることについては、税務協力・連携の観点から、県が継続的に要請を行った結果、データ提供を受けられるようになってきたことから、今後は当該データの有効活用に努める。	
69	Ⅱ 監査の結果及び意見の集約 4. 不動産取得税 ④評価担当者について	評価業務は、専門性が要求されることから、長期的な視野に立ち、その実効性を高めるためにも、評価担当者を各県税事務所に配置するという現状よりも、税務課等の一つの課の中に、評価担当者を集約することが望ましいと考える。	評価担当者の集約化については、課税権限が各県税事務所に委任されているため、集約された評価調査担当と実際に課税処分を行う課税担当が分離することによって納税義務者との応答及び物件の確認等に支障が生じるといった課題があり、現時点において直ちに対応することは困難であると考えている。 ただし、評価業務に必要な専門知識及び技能の継承及び事務の効率化という観点から集約化も一つの方法として、利点も十分に考えられることから、その得失を踏まえて引き続き検討を行っていくこととしている。	
70	Ⅱ 監査の結果及び意見の集約 4. 不動産取得税 ⑤不動産取得申告書について	不動産取得申告書の提出がなされない場合は、県税条例に基づく過料を科すか否かの検討が必要であり、現状、過料を科さないのであれば、科さないことに対する考え方の整理が必要である。	不動産取得者は、県に不動産を取得した事実を申告し、県は、この申告に基づき不動産取得税を課税することとなっているが、実務上は、公平な課税の観点から、法務局等での不動産登記簿の閲覧等によって課税に必要な情報を収集している。 そのため、不動産取得申告書の未提出の場合でも、他に課税情報を的確に把握する代替手段があるので、直ちに悪質な課税逃れに相当する不申告と断定することは難しいことから過料は科していない。 しかし、悪質な課税逃れを目的とした不申告に対する牽制効果として、このような事例が発生した場合は、県税条例の規定に基づき適正に対処することとしている。	

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
71	II 監査の結果及び意見の集約 5. 軽油引取税 ①免税証回収システムの有効活用について	免税証回収システムの利用に加えて税トータルシステムや表計算ソフトを併用するといった不効率な管理手法は、早急に改善すべきである。 そのためには、免税証回収システムに、交付年月日別にデータを抽出できるような機能を付加したり、免税証回収システムと税トータルシステム間にインターフェースを構築する必要がある。	現在、免税証回収は、軽油の流通が広範に渡るとともに、各都道府県でシステム処理のキーとなる免税証に付される番号等の桁が異なるなど、現行の税トータルシステムで一括処理することが困難なことから、税トータルシステム、免税軽油・免税証回収システム及び表計算ソフトをそれぞれ利用したものとなっている。 そこで、税トータルシステムの再構築において、税トータルシステムの中に免税軽油・免税証回収システムを取り込むことで、交付から回収までを一括して基のシステム内にて処理する予定であり、これにより効率的な処理が可能になる。しかし、他都道府県の免税証の処理については、番号等の項目が統一されていないことから、再構築後の税トータルシステムへの取り込みが難しいことから、表計算ソフトによる対応とする予定である。	
72	II 監査の結果及び意見の集約 5. 軽油引取税 ④特別徴収義務者に対する報償金について	交付された過去4年間の総額4,295,985千円も の当該金額は、徴税コストとしては額が多額であると思われる。 当該制度は全国一律の取扱いではあるものの、不適切な行為を行ったことのある者に対し、交付率を標準より低くする等のペナルティの導入を検討することが望まれる。	不適切な行為を行った特別徴収義務者へのペナルティとしては、不申告等の場合については、報償金（現行は「交付金」）の交付対象の算定から除外したり、不適切な行為が特別徴収義務者の取消要件に該当する場合は、資格そのものを取消することとしている。 また、県が特別徴収義務者へ交付した報償金は、当該者が県に納付した税額に対し一定の率をもって交付されるもので、その交付率は、ほぼ全国一律であり、不適切な行為に対する交付率の低減を本県のみ行った場合、本県への軽油納入を回避し、交付率の高い周辺都県に納入する可能性があり、不正行為に対する牽制効果が期待できなくなるといった課題が発生する可能性がある。 そこで、不適切な行為を行った者に対する交付率の引下げ等について、本県のみでの単独の実施は難しい面もあるが、近都県の動向を注視するとともに、徴税コストの削減といった観点から、各業務の再検証と併せて、今後検討を行っていくこととしている。	

平成18年度包括外部監査

[総務部税務課]

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
73	II 監査の結果及び意見の集約 6. 自動車税 ②申告書のOCR化の早期導入について	OCR化により、申告書を機械で読み取ることが可能となり、外部業者へ委託している入力作業が不要となるほか、税トータルシステムへの登録が早期に完了することで、納税通知書の発付が早くなることも期待できることから、早期導入の決定が望まれる。	平成19年度当初からOCR化のための具体的な業務内容について税務課と自動車税事務所との間で確認及び検討を行ってきた結果、平成25年度稼働予定の税トータルシステム再構築において、申告書の入力作業の業務委託等を、OCR装置を導入することにより光学的に機械で読み取るOCR化へ代替えることで開発を進めている。	

平成18年度包括外部監査

[総務部税務課]

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
74	II 監査の結果及び意見の集約 6. 自動車税 ④ 県外に居住している滞納者への対応について	県外に居住している滞納者については、今まで以上に相互に都道府県単位で協力することが望まれる。また、徴収取扱費を支払うことも有効と考えられる。	地方税法第20条の4の規定により徴収嘱託に係る費用負担については、嘱託を受けた都道府県の負担とされていることから、徴収取扱費を負担した上での他都道府県への徴収嘱託の実施は難しい状況である。 徴収嘱託は、嘱託を受けた都道府県に費用の他、労力、時間等の負担を強いることとなるため、文書及び電話による催告に加え、滞納処分に至るまで、可能な限り課税団体において対応しているのが現状である。 県外に居住している滞納者に係る課題は多くの都道府県においても共通であることから、滞納者が所在する都道府県に滞納者に係る情報提供等、負担にならない方法で相互連携を図っていく方向で対応していくとともに、有効な活用法についても引き続き検討することとしている。	
75	II 監査の結果及び意見の集約 7. 税トータルシステム ① 納税者の名寄せについて	想定される誤り等を予め各要領で記載したり、研修会を開催するなどして、周知徹底することにより、納税者情報の入力精度を一層向上させるべきである。今後、より一層のシステム改善を図り、システムによる名寄せの精度向上及び人的作業を削減すべきである。	現行システムにおいては、課税部門、収納管理部門及び徴収部門で相互に連絡調整を頻繁に行うことで、納税者情報の入力精度の向上に努めている。 さらに、平成25年度稼働予定の税トータルシステムの再構築において、納税者の管理方法を現行の各税目単位から納税者単位で管理する方法に改めることで開発を進めており、その結果として、現行システムよりも名寄せの精度を一段と向上させる予定である。	

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
76 ～ 79	<p>II 監査の結果及び意見の集約 7. 税トータルシステム ③ユーザーID及びパスワードについて</p>	<p>(ユーザーID及びパスワードの併用) セキュリティを高めるため、ユーザーID及びパスワードを組み合わせることにより認証を行うべきである。</p> <p>(パスワード変更) パスワードは、適切な有効期限を設定し、システムによる強制変更を導入すべきである。 また、システム運用にかかるパスワード変更ルールの見直しやシステム保守にかかるパスワード有効期限の短縮を図るべきである。 さらには、パスワード全般について設定ルールの厳格化を図り、安易にパスワードが推測できないようにすべきである。</p> <p>(パスワードの確認) パスワード登録削除及び定期的なパスワード確認に関する規定を整備し、実施していくべきである。</p> <p>(パスワードの共有) 臨時雇用者に対しては、税トータルシステムへのアクセスを許可しないことが望まれる。止むを得ず許可する場合でも、必要最小限の権限を付与した臨時のパスワードを使用させるとともに、使用後は直ちにパスワードを削除すべきである。</p>	<p>現在、平成25年度稼働予定で税トータルシステム再構築を進めており、稼働後は情報システム課が管理している配布パソコンを照会入力等の端末機器として利用する予定であることから、現在、同パソコンを使用するために必要なユーザーIDとパスワードが併用されることになるとともに、パスワードは定期的に変更することになるため、現行システムに比べ、セキュリティが更に強化されることになる。</p>	

平成18年度包括外部監査

[総務部税務課]

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
80	II 監査の結果及び意見の集約 7. 税トータルシステム ⑦システム監査の検討について	システム監査について文書化を検討するとともに、必要に応じシステム監査を実施することが望まれる。	現行システムは稼働から20年以上経過しており、毎年実施される税制改正に伴う仕様変更によって、信頼性及び安定性等において既に課題を抱えていたため、平成25年度稼働予定で税トータルシステムの再構築を進めている。 再構築後の税トータルシステムについては、本県のシステムの最適化等を所管する情報システム課と協議の上、信頼性、安定性、効率性及び有用性について評価及び助言監督といったシステム監査に関する体制を構築することとしている。	
81	II 監査の結果及び意見の集約 7. 税トータルシステム ⑧委託業者の個人情報保護の取り組みについて	委託業者を選定する場合、業者における個人情報保護への積極的取り組み状況をも加味して選定することが望まれる。	平成20年2月にシステム担当課から示された「データ保護及び管理に関する指針」において、個人情報の保護に係る取扱いも厳格に定められていることから、現在、当該指針の主旨に基づき、委託業者の選定及び契約書の作成を行っている。 今後も引き続き業者の個人情報保護への積極的な取り組み状況等の実績を加味したうえで、見積業者の選定等を行うこととしている。	

平成18年度包括外部監査

[総務部税務課]

県税の賦課徴収事務について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
82	II 監査の結果及び意見の集約 7. 税トータルシステム ⑨業務委託契約について	申告書のデータ入力及び統計表出力業務について、システム開発業者との随意契約ではなく、指名競争入札によることが可能か否か、再検討することが望まれる。	現在、申告書のデータ入力及び統計表出力業務については、システムの開発を行った事業者と県が共同で行ったため、一部の業務についても、著作権等の問題もあり、他業者への代替えが難しい状況であることから、システム開発業者との随意契約となっている。 このため、現在進めている税トータルシステムの再構築後は、ソフトウェアのバグ対応が終了し、システムの安定稼働が見込める時点で、税トータルシステムのような大規模なシステム維持管理の実績がある業者であれば業務委託できるようになるため、指名競争入札が可能になる予定である。	
83	II 監査の結果及び意見の集約 9. 組織体制 ①各県税事務所への職員配置について	○ その他の課税調査業務 職員数の不足等を理由に課税調査業務が十分に実施されていない。県全体として調査業務が十分実施できる体制となっておらず、調査業務の集約化を図っていくことが望まれる。	平成23年4月から中央県税事務所の外形調査班を法人調査指導班として本庁税務課に設置し、集約化と併せ調査指導体制を整備したところである。 課税調査業務に係る人員の配置や調査体制については、県税事務全体の状況や各業務の効率性などを考慮し適切に対処していく。	
84	II 監査の結果及び意見の集約 9. 組織体制 ②税務職員の年齢構成、異動年数について	(組織体制) 県全体として「県税の専門家」を育成していくための組織体制を改めて考えていく必要がある。 (年齢構成) 将来を見据えた人事政策を検討していくことが必要である。 (人事異動) 若い世代の税務職員の育成が急務であり、若い世代の年齢構成を高めていきつつも税務専門家が育成できるような人事異動方針を考えていくことが必要である。	税務行政に係る人材の育成については重要な課題と認識しており、現在、税務課においては、新任職員研修、各種実務研修等目的別に研修を実施するとともに、各所属においては、自己学習の支援、職場内研修等を行っているところである。 人事異動にあたっては、年齢構成も考慮しながら職員の実績・能力・適性・希望等を十分考慮し適材適所による人事配置を行っているところであり、他部局との人事交流を含め、業務の円滑な運営や職員の能力開発等についてもできる限り配慮した人事配置を引き続き行っていく。	

平成19年度包括外部監査

[企業庁]

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
85	(2) 臨海地域 ②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ア. 浦安地区第二期の土地造成整備事業の終結に際しての将来負担不確定要素	公益施設負担金について、早急に市との協議を行い、負担施設を特定し、将来、施設建設が不要とされた土地については、早期に処分方針を打ち出す必要がある。 また、施設の適正な仕様に基づく「適正な負担」を市へ働きかけることも重要である。 道路・緑地についても、早期決着に向けて市との協議を促進することが望まれる。	公益施設負担金、道路・緑地などの公共施設整備などについて、他の課題と合わせた包括的な協議を市と進めた。	
86	(2) 臨海地域 ②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 エ. 富津地区の分譲保留土地について	君津富津広域下水道組合への分譲予定地の処分について、24年度事業収束に向けて同組合との覚書の見直しも含めて十分な検討が望まれる。	昭和58年3月2日付で当該組合と締結した覚書（昭和63年3月25日内容見直しの上再締結）において、下水道終末処理施設の建設計画の詳細が定まった段階で君津富津広域下水道組合と用地の分譲に関する協議を行うこととなっているところであり、出来るだけ早い時点で土地譲渡に関する取り決めを行う。	
87	(2) 臨海地域 ②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 オ. JR京葉線複々線用地について	複々線用地の利用状況は駐車場としての貸付が大部分であるので、さらなる抜本的な有効利用の検討が望まれる。	複々線用地の取扱いについては、地元市等との十分な協議調整を行いながら、有効な活用策を検討することとした。	
88	(3) 新市街地 ①千葉ニュータウン イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 B. 機構との関係 ○情報の早期入手とその管理	機構から入手した情報を独自に管理し、決算時等に必要な場合には積極的に機構に働きかけ、早期に情報を入手できる体制を構築する必要がある。	都市再生機構からの早期情報入手については、千葉ニュータウン事業管理委員会や清算会議等の場で必要な都度情報を入手することで対応しており、事業収束に向けて着実に体制を構築した。	

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
89	<p>(3) 新市街地 ①千葉ニュータウン イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 C. 千葉ニュータウン事業の精算について iii. 未成事業資産及び完成資産の内容 b. 事業用等貸付土地</p>	<p>事業用等貸付用地は賃貸用の土地として有形固定資産に計上することが望まれる。 減損会計の制度が今後確立した段階においては、評価損を計上し、帳簿価額を将来的に回収可能な金額に置き換えることが望まれる。 また、土地造成整備事業の収束時においては、時価等の適正な価額において後継組織へ引継がれることが望まれる。</p>	<p>20年度決算（精算）において、長期貸付を行っている土地については完成資産から固定資産に振替えを行った。 また、公営企業会計制度が見直され、民間企業のように固定資産の時価評価（減損制度）が導入された場合は、帳簿価額を時価評価額に修正することとしたい。 おって、事業収束時における保有土地の引継ぎのあり方については、今後、後継組織の検討と並行して整理していく。</p>	継続
90	<p>(3) 新市街地 ①千葉ニュータウン イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 C. 千葉ニュータウン事業の精算について v. 千葉ニュータウン地区関連事業について</p>	<p>旧県営鉄道用地は、未成事業資産ではなく有形固定資産として計上することが望まれる。 また、今後減損制度確立時においては、含み損を減損損失として計上することが望まれる。 土地造成整備事業の収束時においては、時価等の適正な価額において後継組織へ引継がれることが望まれる。</p>	<p>旧県営鉄道用地については、19年度末時点で7.7haが未処分地として残っていたが、19年度決算において全て未成事業資産から固定資産への振替えを行った。 なお、振替えた際の固定資産帳簿価額は取得原価とした。 (地方公営企業法施行規則第3条第1項の規定による) 今後、公営企業会計制度が見直され、民間企業のように固定資産の時価評価（減損制度）が導入された場合は、帳簿価額を時価評価額に修正することとしたい。 また、事業収束時における保有土地の引継ぎのあり方については、今後、後継組織の検討と並行して整理していく。</p>	継続

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
91	<p>(3) 新市街地 ①千葉ニュータウン イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 E. 全体の事業収支について</p>	<p>土地の処分の促進 過去における土地利用計画の問題点を見直し、また、必要であれば企業庁側においても土地処分に積極的に協力し、事業収束時まで土地の処分を進めることが望まれる。</p> <p>機構との協議の推進 機構との協議を進め精算方法を早期に決め、土地が残った場合に適切な対応が取れるよう方策を練ることが望まれる。 また、貸付用地については、賃貸契約満了後の計画についても念頭において機構と協議を行うことが望まれる。</p> <p>適切なディスクローズ 現在どのような状況にあるのか適切な決算を行うことにより計画との乖離を確認し、適時に計画の見直しを行ない、適時に県民にディスクローズすることが望まれる。</p> <p>企業庁から後継組織への業務の引継ぎ 土地造成整備事業及び千葉ニュータウン事業それぞれの収束時期をより適確に見極めるとともに、将来の不確定要素を極力無くし、かつ、将来の収支を合理的に見込むことにより、企業庁の責任を明確にした上で後継組織へ引継ぐことが望まれる。</p>	<p>土地の処分を促進するため、複合的土地利用を導入した事業計画の変更を行った。（平成19年11月1日事業計画変更の告示） また、成田新高速鉄道が平成22年7月に開業したところであり、これを契機と捉え、機構と連携したPRを積極的に展開しており、今後も開業時に合わせ集中的なPRを行い、土地の処分促進につなげる。 機構との清算協議を平成19年度から行っており、貸付地を含む未処分地の取扱いについては、平成20年度に基本方針を機構と確認したところである。 また、具体的な検討課題として、 ①処分収入金等の清算方法 ②未分譲地・貸付地等の取扱い ③事業完了後に残る債務の役割分担 など、共同事業を清算するために必要な事項について、鋭意協議を行っている。 千葉ニュータウン事業についての事業全体の収支見通しの作成や計画の見直しを進めており、随時に公表していく。 企業庁新経営戦略プラン（改定版：22年9月）において、具体的処理方針が定まっていない債権債務等については24年度までに概ね確定させることとしている。また、平成25年度から概ね3年程度は土地造成整備事業会計と24年度までに事業概成した地区を移管する清算会計を併存させ、円滑な収束と清算を進め、後継組織に引き継いでいく。 また、一層の土地処分に努めるとともに、平成26年度以降の債務等についても精査していく。</p>	

平成19年度包括外部監査

[企業庁]

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
92	<p>(3) 新市街地 ②千葉海浜幕張A地区及びC地区 イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 B. 幕張A地区住宅地区の公共施設・道路等の千葉市引継ぎについて</p>	<p>廃棄物空気輸送システムについては、ハイクオリティな公共サービスの提供はいかにあるべきかを考慮しつつ、市との費用負担、資源ごみの分別収集の問題等を解決し、速やかな移管が行われることが望まれる。 また、この事業費は「資本的収入及び支出」(4条予算)として未成事業資産に計上されているが、土地売却後の維持管理費という性格から「収益的収入及び支出」(3条予算)として発生時に期間費用として計上されることが望まれる。</p>	<p>廃棄物空気輸送システムについては、千葉市と、平成22年2月に副知事、副市長をトップとする「千葉県と千葉市の新しい関係づくり連絡会議」が開催され、本システムに関して県市で精力的に協議していくことで合意した。 平成22年度は、この合意を踏まえ、本システムの存続を前提として、千葉市に引き継ぐための企業庁の負担等に係る協議をしており、今後も、引継ぎに向けて協議を実施する。 また、この事業費については、21年度から収益的支出予算に計上した。</p>	
93	<p>(3) 新市街地 ②千葉海浜幕張A地区及びC地区 イ. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 C. 幕張新都心拡大地区の共同溝の事業継続性について</p>	<p>将来の維持管理費等の負担問題及び施設の整備内容について市と十分に協議するとともに、新たな土地利用に基づく街づくり及びライフラインの整備計画を早期に具体化することが望まれる。</p>	<p>拡大地区において、幕張新都心の新しい魅力、賑わいの創出につながる複合機能都市を実現するため「幕張新都心豊砂地区未利用地の早期土地活用に係る基本方針」を策定し平成22年12月に未利用地の事業予定者を決定したところであり、現在、事業予定者等の事業計画を踏まえ、共同溝占有予定者等と個別に施設規模等について打合せを行っている。 今後は、拡大地区のインフラ需要予測に基づき、企業庁、占有予定者及び関係市（将来管理者）を構成員として、平成20年1月に設置した「幕張新都心拡大地区共同溝事業に関する検討会」を活用し共同溝の整備及び管理運営等について検討を行ない事業の進捗を図る。</p>	継続

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
94	<p>(4) 内陸工業その他 ②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ア. 保有土地の今後の見通しについて</p>	<p>オーダメイド方式や中止・休止の工業団地については、売却が容易でないことを考慮し、現地市町村への無償譲渡等公共利用に資することを含め、早期処分を検討する必要がある。また、多額の含み損を抱えたまま安易に後継組織に引継することがない様に検討しておく必要がある。</p> <p>成田国際物流複合基地の南側（造成中）及び北側（事業中止）の帳簿価額を適切に区分する必要がある。</p> <p>閑宿はやま工業団地は、後継組織への引継を簿価で行なうことは望ましくない。</p>	<p>1 オーダメイド方式・中止・休止工業団地について 事業中止に至った佐原、長南西部工業団地の保有土地については、地元市等による地域づくりに資する有効活用を優先しつつ、企業庁未造成土地等処分要綱（平成22年4月1日施行）に基づき早期の処分促進を図ることとした。</p> <p>休止又はオーダメイドとした袖ヶ浦椎の森2期・3期、館山、いすみ工業団地については、企業庁としての整備は行わないこととし、地元市の主体的な取組の動向や県施策を踏まえつつ、今後の取扱いを地元市、県関係部局と早期に協議し、確定することとした。</p> <p>2 成田国際物流複合基地については、20年度に事業中止とした北側地区の精算を実施したことにより、事業実施地区と中止地区の帳簿価格は適切に区分された。</p> <p>3 後継組織への保有土地の引継ぎのあり方については、平成25年度から平成27年度までの清算期間中に、後継組織の検討と並行して整理していく。</p> <p>4 現在の措置状況 佐原、長南西部、袖ヶ浦椎の森2期・3期、館山工業団地については、商工労働部企業立地課が行なっている「千葉県工業団地整備検討委員会」の調査対象地となっていた。 袖ヶ浦椎の森2期・3期については候補地と決定されたが、佐原、長南西部、館山工業団地については、除外された。</p> <p>① 佐原工業団地 香取市と跡地の土地活用の取扱い等について協議を進めている。</p> <p>② 長南西部工業団地 長南町と跡地の土地活用の取扱い等について協議を進めている。</p> <p>③ いすみ工業団地 いすみと跡地の土地活用の取扱い等について協議を進めている。</p> <p>④ 館山工業団地 館山市と跡地の土地活用の取扱い等について協議を進めている。</p>	

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
95	(6) 保有する設備及び投資について ②投資 ア. 長期貸付金 A. 一般貸付金 i. 住宅供給公社への貸付金	今後、貸倒引当金の計上が制度化された際、または企業庁の後継組織に引き継ぐ際、引き継ぐ資産の金額について、回収可能性を検討した上で貸倒引当金を計上することが望まれる。	現在、国において地方公営企業会計制度の見直しが行われており、その中で、貸倒引当金について検討が進められているところである。 今後、国の法令改正の動向を注視し、改正の内容及び実施時期を踏まえて、後継組織の検討と併せて、対応方針を決定していく。	継続
96	(6) 保有する設備及び投資について ②投資 ア. 長期貸付金 B. 他会計貸付金 i. 工業用水道事業会計への貸付金	建設事業資金の貸付金については、建設期間中の定義を明確に定め、その上で無利息に該当するかどうかを決定することが望まれる。 又は、建設事業資金の貸付理由から、無利息とするのが政策的に合理的であると判断されるならば、当該理由を明らかにした上で始めから無利息と取り決めることも考えられる。	検討中である。 貸付金の検討と併せて、対応方針を決定していく。	継続
97	(6) 保有する設備及び投資について ②投資 ア. 長期貸付金 B. 他会計貸付金 i. 工業用水道事業会計への貸付金	企業債等償還資金の貸付金については、早急に協議を行い、利率を定めることが必要である。 また、建設事業資金と同様、無利息とするのが政策的に合理的であると判断されるならば、当該理由を明らかにした上で始めから無利息と取り決めることも考えられる。	検討中である。 貸付金の検討と併せて、対応方針を決定していく。	継続

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
98	<p>(6) 保有する設備及び投資について</p> <p>②投資</p> <p>ア. 長期貸付金</p> <p>B. 他会計貸付金</p> <p>i. 工業用水道事業会計への貸付金</p>	<p>平成24年度での土地造成整備事業の収束に備えて、まず返済計画を定めることが重要である。</p> <p>その後に収束時の取扱いについて、貸付金残高が残るならば後継組織に当該残高を引き継ぐのか、引き継がない場合には、その清算方法及び利息の取り決めについて明確にしておく必要がある。</p> <p>また、貸付金のうち、回収の見込がないものについて、その金額が合理的に見積もれる場合には、貸倒引当金の計上が制度化された際、または後継組織に引き継ぐ際、引き継ぐ資産の金額について、回収可能性を検討した上で貸倒引当金を計上することが望まれる。</p>	<p>検討中である。</p> <p>現在、国において公営企業会計制度の見直しが行われており、その中で、貸倒引当金について検討が進められているところである。</p> <p>今後、国の法令改正の動向を注視し、改正の内容及び実施時期を踏まえて、後継組織の検討と併せて、対応方針を決定していく。</p>	継続
99	<p>(6) 保有する設備及び投資について</p> <p>②投資</p> <p>ア. 長期貸付金</p> <p>B. 他会計貸付金</p> <p>ii. 一般会計への貸付金</p>	<p>早急に県と協議し、県営鉄道事業の見通しについて明確にするとともに、貸付金の回収方法及び時期等について取り決めるべきと考える。</p> <p>なお、今後、貸倒引当金の計上が制度化された際、または企業庁の後継組織に引き継ぐ際、回収可能性を検討した上で貸倒引当金を計上することが望まれる。</p>	<p>貸付金の回収等については、旧鉄道事業関係連絡調整会議において、県総合企画部交通計画課と協議を行ってきた。</p> <p>平成22年度に貸付金の一部について返還を受けたところであり、今後も引き続き協議を行うこととする。</p> <p>また、現在、国において地方公営企業会計制度の見直しが行われており、その中で、貸倒引当金について検討が進められているところである</p> <p>今後、国の法令改正の動向を注視し、改正の内容及び実施時期を踏まえて、後継組織の検討と併せて、対応方針を決定していく。</p>	継続

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
100	(6) 保有する設備及び投資について ②投資 イ. 投資有価証券及び出資金 A. 保有土地・含み損益・今後の方針等	非上場会社の有価証券については、今後の地方公営企業会計の見直し状況によっては、企業会計に準じた評価減の実施が必要となる可能性があるため、留意すべきであると考ええる。 保有有価証券等の今後の保有・処分方針について、持分譲渡の場合は、相手先の決定及び売却価額について留意する必要があると考えられる。 次に後継組織への引継の場合は、引継価額について時価及び実質価額を十分反映し、損失の先送りにならない様留意する必要があると考ええる。	有価証券等については、今後、取扱方針を確定するために、関係機関に対し必要な協議を行うこととしている。 なお、事業収束時における保有有価証券等の引継ぎのあり方については、今後、後継組織の検討と並行して整理していく。	継続

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
101	<p>(6) 保有する設備及び投資について</p> <p>②投資</p> <p>ウ. 千葉県臨海地域公共緑地管理基金について</p>	<p>①会計処理について、当該基金は外部への返済義務を負っているものではないので、固定負債として計上しておくことに理由は見当たらず、資本剰余金又は利益剰余金に振替える性格のものであると考えられる。</p> <p>②また、基金運用収入及び対応する緑地管理費については、土地造成後の維持管理に係るものであれば、期間収益及び費用として計上していくべきである。</p> <p>③金利の低下に伴い十分な運用収益が得られておらず、基金設置の趣旨が反映されたものとなっていない状況に加え、平成24年度に土地造成整備事業の収束が計画されており、基金自体の見直しを考える時期に来ていると思われる。</p> <p>なお、土地購入者から徴収した負担金については、「臨海地域の維持管理に要する費用」として使用される必要があるものと思われるので、今後基金の見直しが行われる際には、このことを念頭に置き検討していく必要があると考える。</p>	<p>①19年度決算において固定負債から除外し、特別利益（過年度損益修正益 43億8,700万円）を計上し、利益剰余金に振り替えた。</p> <p>②基金運用収入及び対応する緑地管理費については、土地造成後の維持管理に係るものは、期間収益及び費用として20年度予算から措置している。</p> <p>③公共緑地管理基金の見直しについては、事業収束までの資金状況及び後継組織の決定を勘案しながら今後検討していく。</p>	継続

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
102	(7) 平成18年度修正貸借対照表について	<p>収束時点における後継組織へ引継がれる資産や債務を明らかにしていくために、企業庁の事業経過や財政状況をより適切に表した決算書上を開示していく必要があると考える。</p> <p>土地造成整備事業収束後、何らかの形で後継組織へ引継ぎが予定される固定資産（貸付土地を主とする有形固定資産や貸付金を主とする投資勘定）や未成事業資産といった保有資産に対して適切な評価を行っていくことが望まれる。</p> <p>平成19年度以降の残事業費に対しては、地区精算時等に会計の手当（引当金の計上等）を行っていく必要があると考える。</p> <p>現在の公営企業会計においても、一般に公正妥当と認められる会計基準を適用した場合の財政状況を何らかの形で把握及び開示していくことが望まれる。</p>	<p>①19年度の決算において、過去の収益及び費用で未処理のものは無くなっており、貸借対照表の数値は、企業庁の財政状況をより適切に表すようになった。</p> <p>②今後、公営企業会計制度が見直され、民間企業のように固定資産の時価評価（減損制度等）が導入された場合は、帳簿価額を時価評価額に修正することとしたい。</p> <p>後継組織に引き継がれる資産の評価方法等については、後継組織の検討と並行して整理していきたい。</p> <p>③残事業については、適切に引当金を計上等していくこととしており、20年度決算（精算）においては幕張A地区等で引当金を計上した。</p>	継続
103	(9) 長期事業収支見通しについて ②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ア. 土地造成整備事業の最終結果としての長期事業収支見通しの作成について	<p>平成24年度までに締結又は締結を想定した契約等により25年度以降に見込まれる収入及び支出についても計上された土地造成整備事業の最終結果としての長期事業収支見通しを作成し、収支の見積の作成に当たり前提となった諸条件の変化に応じて適宜見直していく仕組みを作ることも重要と考える。</p>	<p>企業庁新経営戦略プラン（改定版：22年9月）の資金収支見通しは、平成25年度以降も見据え、景気の動向等を的確に把握して策定している。</p> <p>さらに、毎年度経営評価等により適切な検証を行った上で必要な見直しを実施し、公表していくこととした。</p>	
104	(9) 長期事業収支見通しについて ②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ウ. 支出について	<p>長期事業収支見通しに計上するコミュニティ・コア拡充の負担額について、「適正な負担」を考慮して、今後計画を進めることはいうまでもなく、市との協議状況及び施設建設計画等を考慮したうえで見直しを行い、負担額の見積の精度を高めていくことが望まれる。</p>	<p>居住者、千葉市、住宅事業者、企業庁からなる「幕張新都心住宅地区コミュニティ・コア拡充整備検討会」において平成19年度からコミュニティ・コア拡充施設の導入機能の検討を行っていたが、財政状況を勘案しながら、改めて整備主体、整備手法を中心に、平成24年度末までに実現可能な対応策を検討することとした。</p>	

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
105	（9）長期事業収支見通しについて ②監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 エ. 平成24年度末の土地造成整備事業の収束時における留意点について	土地造成整備事業の収束に当たっては、長期事業収支見通しの精度を高めるとともに、その達成に向けての経営努力を行うなどにより、平成24年度末の資産及び負債についての正確性、網羅性及び評価の妥当性を確保し、企業庁の会計責任を明確にした上で後継組織に引き継ぐことが重要である。	企業庁としての責任を全うした土地造成整備事業の収束を図る観点から、資金収支見通しの精度向上に努めるとともに、財務管理及び会計処理の一層の適正化に取り組んでいくこととし、会計責任を明確にしたうえで、今後、後継組織の検討と並行して整理していく。	継続
106	6. 土地開発事業の今後について	土地開発事業が多額かつ長期的になることを可及的に防止すべく、事業自体を細分化し、事業終了期限を区切ることで、事業の早期終結を図ることが望まれる。 この場合、事業終了時点で未分譲物件を残さないよう、当初計画段階より未分譲物件に対する販売戦略を想定し、競争的な価格設定などにより販売を促進することが望まれる。 また、公共施設として市町村へ引き継ぐ資産についても、仕様、工事完了期限、引渡期限等を計画段階から明確にし、引継ぎが滞りなく実施されることが望まれる。 さらに、事業効率の向上を図る上で、各組織及び人員に対する事業ノウハウの蓄積を図ることも望まれる。 後継組織に承継される資産、負債を明確にし、県費の投入有無についても明確にすることが望まれる。 県費投入となれば、県民が納得するのに十分な説明責任を果たすことが望まれる。	企業庁土地造成整備事業においては、既に平成19年度においても、地区別の事業スケジュールを策定し、事業の細分化とスケジュール管理を実施しており、今後とも実施していく方針としている。 なお、企業庁では、新規事業を行わない方針であるため、今後、当初計画段階から販売戦略を想定するような機会は見込まれない。 市町村に引き継ぐ公共施設については、適正な引き継ぎに向けて、市町村との協議等を順次進めているところである。 さらに、事業ノウハウの蓄積についても、既に組織としての蓄積が図られており、具体的に管理規程や運用規程を定めているほか、経営動向や技術的ノウハウに関する各種研修制度を用意し、平成19年度も延べ人数で400人を超える参加を得ているところである。 一方、後継組織に承継される資産、負債等については、資金収支見通し等の精緻化を図りつつ、県費投入の可能性等を見極めながら見通し結果を公表しているところであるが、今後、さらに後継組織の検討と並行して一層の明確化を図っていく。	継続

平成19年度包括外部監査

[千葉県土地開発公社]

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
107	①公有地取得事業の長期保有土地について ア. 佐倉下根用地（公有用地）	県が早期に当該用地を再取得するとともに、用途及び処分方針を決定するよう、土地開発公社としても県に対してより一層働きかける。	佐倉市下根用地の処分にあたっては、県庁全部局に対し同用地の利活用について照会するとともに、地元佐倉市を含めた検討委員会を設置し、同用地の有効利用について検討している。	継続
108	①公有地取得事業の長期保有土地について オ. 柏通信所跡地代替地	県が早期に当該用地を再取得するとともに、外部への売却も含めて用途及び処分方針を決定するよう、土地開発公社としてもより一層の働きかけを行っていくことが必要である。	（公社）早期の再取得を県に対し働きかけた。 （県）当該用地は、代替地としての利用が見込めないことから、民間への売却による処分を決定し、平成22年3月16日付けで再取得した。 現在、全5筆のうち3筆を売却済みであり、残る2筆についても、今後、売却を図っていく。	

平成19年度包括外部監査

[千葉県まちづくり公社]

県及び出資団体の土地開発事業の財務に関する事務の執行及び千葉県企業庁の経営に係る事業の管理について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
109	①千葉ニュータウン事業区域内の営農調整用地について	本登記地権者に売渡時の価格で買い戻してもらうことも選択肢の一つに入れながら、早期解決に向けての方策をさまざまな観点から検討していくことが望まれる。 企業庁抜きではこの問題は解決できないので、より一層企業庁へ協力を要請することが望まれる。	残る2名の元地権者から、本登記に必要な「登記承諾書」を得て、平成22年11月15日及び同年12月27日に処理を完了したところである。	
110	③土地分譲事業収束に向けての課題について	まちづくり公社が一般財団法人へ移行するにあたり、自立型経営に向けた経営基盤の強化を図るため、成田新産業パークの早期分譲に向けた取組みを強化していくことが望まれる。	分譲促進策として、関係機関との連携を密にし積極的なPR活動を継続することと併せ、通常価格から30%割引引いた額で契約を締結する割引制度を導入した。 なお、まちづくり公社は、平成23年4月に一般財団法人へと移行した。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
111	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 1. 県の公の施設の管理に関する取り組み (1) 県有財産の管理にあたっての組織体制とアクションプランの策定 県有資産マネジメントのアクションプランについて	全庁的な資産マネジメントの推進を実効性のあるものとするため、具体的な目標とその期限が設定されたアクションプランの策定が必要である。	集約・統廃合を予定する一定エリア内に近接する単独庁舎群等については、耐震性や賃借料等のコスト等の観点から優先順位付けを行い、平成24年度末までに具体的な対応方針を策定する。	
112	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 3. 公の施設の見直しに関する基本的な考え方について (2) 施設運営の在り方について ①直営とする理由の説明責任について	指定管理者制度を導入しないとの結論に達した場合には、これらの経緯、特に指定管理者制度を導入した場合の問題点やデメリット等について県民に対して明確かつ合理的に説明する必要がある。さらに、直営での運営を行う際の効率化に対する取り組みについても併せて説明することが望まれる。	指定管理者制度導入に係るガイドラインにおいて、制度導入を検討する際の視点を示しているところである。その結果としての直営理由をホームページで公表するに当たっては、これらの視点に基づいて検討した結果を記載するなど、より県民に分かりやすい内容に改善する。	
113	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 3. 公の施設の見直しに関する基本的な考え方について (2) 施設運営の在り方について ②指定管理者制度のモニタリングについて	指定管理者制度を採用するに当たって、県の直営と比較して効率的・効果的な運営が可能となるかについて、具体的に検討を行う必要がある。	指定管理者制度導入に当たっては、ガイドラインの定めるところにより、「制度導入による管理運営におけるコスト削減が期待できるか」等の視点で検討した上で行っているところであるが、今後とも適切な運用がなされるよう、庁内への更なる周知徹底を図る。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
114	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 3. 公の施設の見直しに関する基本的な考え方について (2) 施設運営の在り方について ③ 直営施設のモニタリングについて	直営施設に対するモニタリングといった規程を定め、全施設について統一的な基準、方法によって事後的検証をすることが必要である。	全ての公の施設について、施設の利用状況、管理運営コストなどの視点に基づいて、より効率的な施設運営を目指して見直し方針を策定する。 また、見直し方針策定後においても、方針に沿って見直しが進んでいるか、個別に事後的検証を行うこととする。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
115	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 1. 県の公の施設の管理に関する取り組み (3)施設に関するデータベースの構築、一元化について 現物とデータの整合性の確認について	公有財産管理システムのデータの正確性を担保するための内部統制が充分ではない。各施設担当部局の公有財産管理システム情報と現物との整合性を確認する必要がある。	公有財産管理システム内の登録内容と現物との整合を図るため、管財課は、平成20年度から、時期を定めて、財産管理者（分掌者）に登録内容の確認を行うよう点検依頼している。平成23年2月には、管財課において「点検マニュアル」を作成の上、財産管理者（分掌者）に建物に重点をおいた点検を依頼し、点検結果を提出させる対応を行ったところである。点検時期を定めての登録内容の点検は今年度も実施予定である。 さらに「公有財産管理事務担当者研修会」にて現物とシステムの登録内容の整合を保持するよう指導を行っている。 今後、システムの登録内容と現物の整合性の確保については、財務基本システムの改修にあわせて、引き続き、検討をおこなっていく。	継続
116	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 簡易劣化診断結果情報の利用について	簡易劣化診断の位置付けを再確認するとともに、診断結果を有効的に活用することが望まれる。	簡易劣化診断により把握された県有施設の劣化傾向等を資料として県有財産活用戦略会議維持管理コスト縮減部会で検討を行い、県有施設を長期使用へ転換していくための方針である「県有施設長寿命化指針」を策定した。 また、簡易劣化診断結果を関係部局あて送付することとし、施設の劣化状況の把握、事故の未然防止及び劣化進行の抑制等への活用を促した。	
117		修繕の必要性が一元的に管理され、全庁ベースから、優先的に対応すべき施設を指示していきける体制を作り、横断的・全庁的な意思決定を行う際に当該情報も有効に活用する必要がある。	修繕の必要性を横断的かつ統一的に判断する仕組み作りを検討している。その際に、施設の劣化度による修繕の優先度を判断する資料として簡易劣化診断結果における健全度に応じたランク付け等を検討している。	継続

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
118	Ⅱ. 各施設の状況について 10. 千葉県文書館 (6) 包括外部監査の結果 ① 千葉県文書館での保存文書等の範囲	文書館で保存する文書は知事部局に限定せず、県民の利便に資するために県全体の行政文書を対象とするものとする。 また、法の趣旨にのっとり、文書等の範囲について、再度検討することが必要である。	県全体の行政文書の収集・保存については、関係機関との調整、文書館書庫の収納能力等の課題があるが、これら課題を含め、現在行っている公文書管理法の趣旨にのっとり今後の文書管理の在り方検討会の中で総合的に検討を進めていく。	
119	Ⅱ. 各施設の状況について 10. 千葉県文書館 (6) 包括外部監査の結果 ② 物品管理について (7) 物品の現物確認	千葉県財務規則の趣旨に則り、定期的な物品確認を行う必要がある。	物品の確認作業を行った。今後、定期的に物品確認を行うこととした。	
120	Ⅱ. 各施設の状況について 10. 千葉県文書館 (6) 包括外部監査の結果 ② 物品管理について (4) 備品出納簿による管理状況	備品出納簿と物品ラベルの整合がとれていない、物品の管理が十分に行われていない。	備品出納簿と物品の照合を行い、備品出納簿及び物品ラベルの修正を行った。	

平成22年度包括外部監査

[健康福祉部高齢者福祉課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
121	<p>Ⅱ. 各施設の状況について 1. 千葉県福祉ふれあいプラザ (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について</p>	<p>物品管理を適切に行うためにも台帳を整備するとともに、台帳の正確性を維持していく体制整備が望まれる。</p>	<p>指定管理者において、再度、現物確認を行い、適切な台帳の整備を行った。なお、指定管理者の内部組織としての備品管理委員会を立ち上げ、再発防止に努めることとした。</p>	
122	<p>Ⅱ. 各施設の状況について 1. 千葉県福祉ふれあいプラザ (6) 包括外部監査の結果 ② 指定管理者のモニタリングについて</p>	<p>次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。</p>	<p>「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」に基づき、各部局での評価作業を8月までに行い、ホームページに8月末までに公表することとなっている。また、指定管理の中間年に当たる場合は、第三者から成る委員会を設置し、評価を行い、11月末までに公表することになっている。本施設は中間年に当たることから、第三者から成る委員会を設置し、評価を行い、11月29日に公表したところである。</p>	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
123	Ⅱ. 各施設の状況について 2. 千葉県千葉リハビリテーションセンター (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について	物品すべてについて備品管理ラベルを貼り付けて、定期的に現物確認を実施し、物品の有無や使用状況を確認する必要がある。現物確認を指定管理者が行う場合でも、県はその方法や結果について十分にモニタリングを行い、公の施設で使用されている物品の管理状況を適切に把握すべきである。	指定管理者である（社福）千葉県身体障害者福祉事業団において、平成21年度から現物確認を行っているが、未だセンター内の物品すべての確認が完了していない。 引き続き事業団に対し、速やかに確認作業を完了するよう指導するとともに、県としても指定管理者の管理運営状況のモニタリングを行うことにより、物品の適切な管理に努める。	継続
124	Ⅱ. 各施設の状況について 2. 千葉県千葉リハビリテーションセンター (6) 包括外部監査の結果 ② 施設の老朽化に対する課題について (エ) 結果	患者が入院する居住棟等耐震化基準を満たしていない建物があるが、これらは早急に対応すべき重要な問題である。	「県有建築物の耐震化整備プログラム」に基づき、今後、建物の耐震化を図る。	継続
125		ライフラインの不具合は重大な事故につながる可能性がある。医療機器が停止すると命にかかわる患者も多数入院している。このような現状が続くとすると、将来において重大な事故が発生する可能性は高く、早急な対応が必要と考えられる。	ライフライン設備の改修については、多額の経費を要するため、緊急性の高いものから対応する。	継続
126		現在、「千葉県千葉リハビリテーションセンター改革プラン」を策定中であるが、センターへの今後の対応としては、現状施設の修繕、施設の建替え又は移転などが考えられる。今後の方針の決定に当たっては、各案のコストの比較検討や施設運営の停止期間中の利用者への対策を十分に検討する必要があると考える。	平成22年度末に「千葉県千葉リハビリテーションセンター改革プラン」を策定し、建て替えも含めた綿密な施設整備計画について検討することとした。平成23年度は、センターの現状、周辺地域の福祉・医療の需要・供給等の調査・分析を行い、施設整備の方法、整備コスト等を検討の上、将来のセンターにおける施設整備の方向性をまとめることを目的として、調査業務委託を実施している。	継続

平成22年度包括外部監査

[健康福祉部障害福祉課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
127	Ⅱ. 各施設の状況について 2. 千葉県千葉リハビリテーションセンター (6)包括外部監査の結果 ③指定管理者のモニタリングについて	次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。	平成22年度の指定管理者の管理運営状況については、平成23年8月に調査及び評価を行い、評価結果を9月に公表した。	

平成22年度包括外部監査

[環境生活部県民生活課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
128	Ⅱ. 各施設の状況について 3. 千葉県青少年女性会館 (6)包括外部監査の結果 ①耐震工事や要修繕箇所へ の一部未対応	青少年女性会館は新耐震基準以前の設計であり、耐震指標値 I s 値が0.45と判定されており、補強の必要性があると判断されている。県有施設の耐震化工事については、現行、全庁的に検討しているとのことであるが、公共の施設であり、利用者の安全の観点から速やかに事業化することが望まれる。	平成25年度～26年度の2年間で耐震設計等を行い、平成27年度に耐震工事等を行う予定。	継続
129		建物の簡易劣化診断の結果では、「修繕の検討を要する」という判定となった。建物には、外壁のタイルは剥離やコンクリート壁の亀裂などが生じていることから、利用者の安全を確保するため、これらの修繕も早急に実施することが望まれる。	平成27年度からの耐震工事に併せて、改修及び修繕工事を実施予定。	継続
130	Ⅱ. 各施設の状況について 3. 千葉県青少年女性会館 (6)包括外部監査の結果 ②法定点検の未実施	改正建築基準法により、青少年女性会館の外壁は3年に1度、機械設備は毎年、法定点検を受ける必要があるが、これまで行われていなかったため、法令の定めに従い、適時適切に点検を実施すべきである。	機械設備点検は平成23年度中に、外壁点検は24年度に実施予定であり、今後も法令に基づき点検を実施していく。	継続
131	Ⅱ. 各施設の状況について 3. 千葉県青少年女性会館 (6)包括外部監査の結果 ③物品台帳の整備状況について	物品管理台帳に記載された物品及び数量を検証したところ、台帳と実際の数量が一致しない項目が複数発見された。 現在青少年女性会館内部に実際に存在する物品を調査し、網羅的かつ正確な物品台帳を作成すべきである。また、定期的に台帳と物品の実際数量が一致することを検証することが望まれる。	会館に存在する物品を調査し、台帳作成済み。	

平成22年度包括外部監査

[環境生活部県民生活課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
132	Ⅱ. 各施設の状況について 3. 千葉県青少年女性会館 (6)包括外部監査の結果 ④物品の現物管理の方法について	物品管理ラベルが貼付されているものといないものが見られた。指定管理者の財産と県の所有する財産を区別するためにも、物品の現物には全て物品管理ラベルを貼るなどの措置を行い、適切に管理できる体制を構築することが望まれる。	物品管理ラベルを貼り、適切に管理できる体制を構築済み。	
133	Ⅱ. 各施設の状況について 3. 千葉県青少年女性会館 (6)包括外部監査の結果 ⑤県職員による実地調査について	モニタリングガイドラインでは、1年に1度以上の県の担当者による施設実地調査がされていることを確認することが必要と記載されているが、現状のところ実施されていない。定められた通り、施設での実地調査を行い、物品の管理状況を県側も調査すべきである。また、その他の施設の管理状況も実地調査により適時に把握することが望まれる。	県職員により平成23年8月に実地調査済み。今後もガイドラインに基づいて実地調査を実施していく。	
134	Ⅱ. 各施設の状況について 3. 千葉県青少年女性会館 (6)包括外部監査の結果 ⑥指定管理者のモニタリングについて	モニタリングガイドラインには、県は指定管理者の管理の実施状況や施設の利用状況を等を把握して、原則として6月から8月までに評価を行い、評価結果を8月末までにホームページに公表することとなっている。次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。	平成22年度は、外部有識者による第三者委員会を開催のうえ、12月に評価結果を公表した。 平成23年度は、評価を実施のうえ、10月に評価結果を公表した。 今後もガイドラインに基づいて適時に公表していく。	

平成22年度包括外部監査

[環境生活部県民生活課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
135	Ⅱ. 各施設の状況について 12. 千葉県消費者センター (6) 包括外部監査の結果 ① 劇物など試薬の管理について	使用見込みのない試薬は早急に処分すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に大部分（劇物については全て）廃棄済み。（平成23年3月3日） 残りの不用試薬については今年度中に廃棄する。 	
136		使用が見込まれる試薬については、管理表を作成し定期的に確認作業を実施し、紛失防止等を図っていく必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 管理表は平成22年度末に作成済み。 年1回確認作業を実施する。 	
137	Ⅱ. 各施設の状況について 12. 千葉県消費者センター (6) 包括外部監査の結果 ② 物品管理について (ア) 定期的な現物調査の実施	定期的に現物調査を実施する必要があり、調査時には物品の利用状況も確認し、不用と判断される場合は、不用決定をして適時に廃棄処分する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> 年に1回（備品調査時）状況を把握している。 今後の現物調査で不用と判断された物品は、不用決定をして廃棄処分とする。 	
138	Ⅱ. 各施設の状況について 12. 千葉県消費者センター (6) 包括外部監査の結果 ③ 物品管理について (イ) 不用品の区分と保管場所	不用と判断された物品については不用決定後速やかに廃棄処分することが望まれる。	<ul style="list-style-type: none"> テスト用備品以外の備品は、22年12月末に処分済み。その他は年度末に廃棄処分を実施する。 	
139		不用品である旨を示すラベルを付して不用品簿に漏れなく記載するとともに、使用中の物品の利用を妨げないように別の場所に保管する必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> ラベルを貼付のうえ、不用品簿に記載済み。 移動可能な機器等については、23年度中に移動させ1か所に保管する。（移動困難な大型テスト機器を除く） 	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
140	Ⅱ. 各施設の状況について 4. 千葉県文化会館 (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について	県所有の備品を正確に把握するために、指定管理者及び県の台帳を整理する必要がある。	文化会館は、ホール・楽屋・練習室・会議室・事務室など部屋の種類・数が多いため備品の種類・数も非常に多い。また、備品の所有者（県・指定管理者）も混在していることから、すべての備品の洗い出しを行っているところである。 今後、この結果を踏まえ台帳を整備する予定である。	継続
141	Ⅱ. 各施設の状況について 4. 千葉県文化会館 (6) 包括外部監査の結果 ② 県職員による実地調査について	指定管理者が備品等を滅失させていないかについても定期的に現地で調査・確認することが望まれる。	今後、備品台帳を整備した後は、指定管理者の更新時など定期的に現地確認をする予定である。	継続

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
142	Ⅱ. 各施設の状況について 5. 日本コンベンションセンター国際展示場 (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について (7) 財産台帳及び物品台帳の未提示について	財産台帳及び物品台帳を指定管理者に提示し、当該台帳に基づいて物品管理をするように指示する必要がある。また、その際には、県所有の物品と(株)幕張メッセ所有の物品を分けて管理することが必要である。	物品名・管理場所・取得年月日等が記載され、現物との照合が可能な台帳を整備した上で指定管理者に提示し、当該台帳に基づいて物品管理をするよう指示を行った。 なお、今後は県所有物品と(株)幕張メッセ所有物品を分けて管理する。	
143	Ⅱ. 各施設の状況について 5. 日本コンベンションセンター国際展示場 (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について (4) 現物と照合可能な物品台帳の整備	適切な物品管理のためにも、物品名、管理場所、番号、取得年月日を台帳に記載し、現物との照合が可能な台帳を整備する必要がある。	物品名・管理場所・取得年月日等が記載され、現物との照合が可能な台帳を整備した。	
144	Ⅱ. 各施設の状況について 5. 日本コンベンションセンター国際展示場 (6) 包括外部監査の結果 ② 指定管理者のモニタリングについて	次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。	モニタリングガイドラインに基づき、22年度における指定管理者の管理運営状況について評価を行い、本年8月に公表を行った。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
145	Ⅱ. 各施設の状況について 6. 千葉県東葛テクノプラザ (6) 包括外部監査の結果 ① 指定管理者制度について	指定管理者にすることにより、低コストや利用度の向上等の活性化が図られていない場合には、管理運営方法について再度検討する必要がある。	従前は指定管理料のほかに、県派遣職員の人件費について別途補助金で支出をしていた。しかし、平成23年度からの指定管理については公募に際して公平を期すため、指定管理料に人件費を含め積算した。なお今までの指定管理料に人件費を含めたベースと比較すると年間約15百万円削減されている。また、公募時の計画書提出にあたっては、「利用促進」及び「サービス向上」等を必須項目としたことから、指定管理者からの利用拡大に向けた提案がされている。 今後は、指定管理者のモニタリング実施により、管理運営方法の評価を行い、必要に応じ見直しを行っていく。	
146	Ⅱ. 各施設の状況について 6. 千葉県東葛テクノプラザ (6) 包括外部監査の結果 ② 資産の所有権の明確化について	東葛テクノプラザの有する資産に関する情報の把握を適切に行ったうえで、県と指定管理者それぞれの資産の所有権を明確にすることが望まれる。	県保有の備品について確認を行い、今まで未整備であった備品出納簿を整備することで、県の資産を明確にした。また、平成23年度からは、指定管理料で購入する備品については報告を義務付け、継続的な管理を行っている。	
147	Ⅱ. 各施設の状況について 6. 千葉県東葛テクノプラザ (6) 包括外部監査の結果 ③ 法定点検、定期点検に対する県のモニタリングの実施について	東葛テクノプラザの所有権は県にあることから、施設の維持管理も県が主体的に関与する必要がある。そのため、指定管理者に点検結果の報告を求め、それを県が確認するといったモニタリング体制を構築することが望まれる。	従前より、施設の維持管理に関し問題が生じた場合は、指定管理者から速やかに県へ報告をすることとしていたが、これに加え、平成23年度からは設備機器等の法定点検や定期点検の結果について毎月報告することを義務付け、確認を行っている。	
148	Ⅱ. 各施設の状況について 6. 千葉県東葛テクノプラザ (6) 包括外部監査の結果 ④ 指定管理者のモニタリングについて	次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。	平成21年度の評価結果については、平成22年12月10日に県庁ホームページで公表を行った。 また、平成22年度の評価結果についても、平成23年9月1日に県庁ホームページで公表を行い、次年度からの事業への反映を図ることとした。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
149	Ⅱ. 各施設の状況について 7. かずさアカデミアホール (6)包括外部監査の結果 ①指定管理者の管理運営状況評価の結果の公表について	次年度の施設の管理運営に活用するため、指定管理者の管理運営状況について適時に評価を行い、評価結果を公表すべきである。	指定管理者の管理運営状況について、「指定管理者の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン」に基づき、適時に評価を行い、8月31日に公表した。	
150	Ⅱ. 各施設の状況について 7. かずさアカデミアホール (6)包括外部監査の結果 ②ホール業務とホテル業務の区分経理について（共通費用の按分）	仕様内容の変更など業務の実態の変化にともなう見直しがされていない。そのため、按分割合の見直しをすることが望まれる。	指定管理者において仕様内容を確認の上、業務の実態に即した適正な按分割合となるよう、定期的に見直しを行うこととした。	
151		県側も仕様内容など業務の実態の変更にともない指定管理者が按分割合を適宜に見直しているかどうかチェックする必要がある。	毎年度、指定管理者から提出される事業報告書に基づいてヒアリングを行い、按分割合が適切なものとなっているか確認することとした。	
152	Ⅱ. 各施設の状況について 7. かずさアカデミアホール (6)包括外部監査の結果 ③物品管理について (7)物品一覧の更新	現物調査時に利用不能あるいは所在不明となった物品は記載を削除するなど、物品一覧を適時に更新する必要がある。	物品一覧に記載された物品と現物との照合を行い、一覧を更新した。今後は、定期的に見直しを行い、適時適切に更新することとした。	
153		物品一覧に記載された物品と現物との照合を可能とするため、現物にラベルを貼って管理することが望ましい。	物品一覧に記載された物品と現物との照合を行い、ラベルを貼付した。今後は、現物にラベルを貼って適切に管理することとした。	

平成22年度包括外部監査

[商工労働部企業立地課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
154	Ⅱ. 各施設の状況について 7. かずさアカデミアホール (6) 包括外部監査の結果 ③ 物品管理について (1) 定期的な現物調査の実施	現物調査が実施されていないため、今後は定期的な実施が望まれる。	現物調査については、四半期毎に提出される業務報告書に基づいて年4回行うこととした。	
155		各年度の現物調査の実施計画やマニュアルといった共通のルールを作成して、これに基づき実施することが望まれる。	現物調査の実施マニュアルを作成し、四半期毎に提出される業務報告書に基づいて、年4回調査することとした。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
156	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 耐震化への対応について	早急に全庁的な観点からの具体的な耐震化工事計画を策定し実施に移すべきである。	「県有建築物耐震化推進部会」において、平成27年度までを目標とした「耐震改修実施計画一覧表」を平成23年3月に作成し、関係各課と情報を共有しながら計画の進捗について定期的に協議・調整を行うこととした。	
157	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 耐震化への対応について	（昭和56年6月以降の改正建築基準法によって設計されている）これらの建物についても、徐々に経年劣化は進むものであるため、今後は、劣化診断・耐震診断の対象建築物とされるべきであり留意が必要である。	劣化診断については、昭和56年6月以降に建設した施設についても対象として実施しているところである。 また、耐震診断については、経年劣化状況が反映されることから、今後、検討していく。	継続
158	I. 公の施設の管理に関する全庁的な取り組みについて 2. 簡易劣化診断、耐震化の状況 (2)耐震化の状況 耐震化への対応について	特に耐震性能に問題がある施設（千葉リハビリテーションセンター、総合スポーツセンター、中央図書館、中央博物館、美術館）について「耐震化整備プログラム」の中の対象施設とはなっているが、現時点で具体的な工事計画が策定されていないため、今後早急な対応が必要と考えられる。	美術館については、平成22年12月に耐震補強設計を発注し、耐震化事業を進めているところである。 また、他の施設については、平成27年までを目標として平成23年3月に作成した「耐震改修実施計画一覧表」により、事業を進めていく。	

平成22年度包括外部監査

[県土整備部公園緑地課]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
159	Ⅱ. 各施設の状況について 8. 千葉県立青葉の森公園 (6)包括外部監査の結果 ①物品管理について	県所有物品と指定管理者所有物品の区別を明確にした備品出納簿を整備するとともに、定期的に備品出納簿と現物のチェックを実施して物品を適切に管理することが望まれる。	備品出納簿については、県所有物品と指定管理者所有物品でそれぞれ整備・管理することとしていたが、一部において不備がみられた。 今後は、物品の新規追加及び処分をする際に、備品出納簿の更新を行うとともに、県及び指定管理者双方で定期的に現物のチェックを行い、適切に管理していく。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
160	Ⅱ. 各施設の状況について 11. 千葉県西部防災センター (6) 包括外部監査の結果 ① 管理運営体制について	防災センターを直営とするのか、指定管理とするのか検討し、指定管理者制度を導入するのであれば、適切な手続を踏まえて指定管理者を決定する必要がある。	指定管理者制度を導入することとし、千葉県防災センター設置管理条例の一部改正を実施したところである。 指定管理者の指定にあたっては、「指定管理者制度導入に係るガイドライン」に基づき手続を進めていく。	
161	Ⅱ. 各施設の状況について 11. 千葉県西部防災センター (6) 包括外部監査の結果 ② 備蓄の確保量について	確保目標量を定期的に見直し、最低限確保目標量の備蓄を確保する必要がある。	地域防災計画では、「中越地震や中越沖地震等の教訓を生かし、備蓄基本計画の見直しを図り、より効果的な備蓄・物流体制の構築を検討していく」としており、現在、「東京湾北部地震被害想定」に基づく備蓄計画の見直しを検討しているところである。	継続
162	Ⅱ. 各施設の状況について 11. 千葉県西部防災センター (6) 包括外部監査の結果 ③ 物品管理について	備品出納簿を正しく作成し、定期的に備品出納簿と現物とを突合するなど、適正に物品管理を行う必要がある。	備品出納簿と備品の突合を行い、備品出納簿の整理を実施した。	

平成22年度包括外部監査

[教育庁]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
163	Ⅱ. 各施設の状況について 9. 千葉県総合スポーツセンター (6) 包括外部監査の結果 ① 指定管理者の決算書の入手について	指定管理者の経営状況・財務状況を適時に把握するため、県は指定管理者の決算書を毎期入手して事業継続能力の評価を実施することが望まれる。	指定管理者の経営状況・財務状況については、毎年度実施する管理運営状況評価を実施する際に、指定管理者となっている事業者の決算報告書を確認し、継続的・安定的にサービスを提供できる経営状況にあるか確認していくこととした。	
164	Ⅱ. 各施設の状況について 9. 千葉県総合スポーツセンター (6) 包括外部監査の結果 ② 耐震改修を含む修繕への対応について	地震時における施設利用者の安全を確保するためには、耐震改修が必要である。利用者の安全確保の観点から、適切な処置を早急に検討する必要がある。	千葉県耐震改修促進計画において、平成27年度までに概ね全ての特定建築物の耐震改修を行うことを目指しており、耐震診断の結果、Is値の低い施設については、同計画に位置付け、耐震補強工事を実施していく予定である。また、その他の施設についても、老朽化や耐震等を考慮し計画的・効率的な整備について、検討していくこととした。	
165	Ⅱ. 各施設の状況について 9. 千葉県総合スポーツセンター (6) 包括外部監査の結果 ③ 物品管理について (7) 物品管理台帳と現物との照合について	管理台帳に記載された物品と現物との照合がされていないため、現物調査の際など適時に実施する必要がある。	備品管理台帳と現物との照合を実施することとした。	
166		購入した物品の写真を撮影して管理台帳に記録するなど、物品の管理方法を検討することが望まれる。	備品管理台帳と現物との照合をする際に、物品の写真を撮影し、補助簿を作成することとした。	
167	Ⅱ. 各施設の状況について 9. 千葉県総合スポーツセンター (6) 包括外部監査の結果 ③ 物品管理について (1) 所有者不明の物品の管理について	所有者不明の物品についての取扱いを明確にし、今後は所有者不明の物品が生じない体制を構築することが望まれる。	競技団体が持ち込みした備品については、撤去するよう指導を行った。 また、指定管理者所有の備品については、所在を明らかにするとともに、新たに購入等した備品については、指定管理者所有であることを明記したシールを添付するなどの指導を行った。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
168	Ⅱ. 各施設の状況について 13. さわやかちば県民プラザ (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について	物品の調査・確認は行われておらず、定期的に備品出納簿と現物を突合することも行われてこなかった。備品出納簿を整理し、財務規則の趣旨に則り、物品の調査・確認をする必要がある。	物品の確認作業及び備品出納簿の整理作業を行った。現在は、財務規則に基づいた物品の適切な管理を行っている。	
169		使用不可能あるいは使用中止したもので不用決定して廃棄すべき物品が多数あることが判明しているが、廃棄コストが嵩むため、予算を考慮しながら廃棄する予定として、不用決定が行われていない。財務規則第204条では、修理、保管換え、分類換え等により活用することができないと認められる物品があるときは不用の決定をしなければならないとしていることから、財務規則に基づいて処理する必要がある。	活用することができないと認められる物品については、不用決定を行ったところであり、財務規則に基づいた物品の適切な管理に努めている。	
170	Ⅱ. 各施設の状況について 14. 千葉県立現代産業科学館 (6) 包括外部監査の結果 ① 物品の管理について (ア) 物品の定期的な現物確認の実施状況について	科学館の所有している物品が、科学館を運営するにあたって適切に維持管理されているかについて把握するために、定期的に現物確認をすべきと考える。	備品の管理使用者に出納簿による管理確認を定期的に行わせるとともに、分任出納員による確認調査を併せて行うこととした。	
171		備品出納簿に計上されている物品について現物確認を行ったうえで、備品出納簿に計上されていない物品がないかの確認を行う必要がある。	物品等の把握及び出納簿との突合を行い、備品出納簿の記載を修正した。また物品はラベルを貼付することにより出納簿との突合を確実にしやすにした。	

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
172	Ⅱ. 各施設の状況について 14. 千葉県立現代産業科学館 (6) 包括外部監査の結果 ①物品の管理について (4) 備品出納簿の網羅性について	物品の一部が備品出納簿に計上されていなかったため、すべての物品を備品出納簿に計上すべきである。	物品等の把握及び出納簿との突合を行い、備品出納簿の記載を修正した。また物品はラベルを貼付することにより出納簿との突合を確実にできるようにした。	
173	Ⅱ. 各施設の状況について 14. 千葉県立現代産業科学館 (6) 包括外部監査の結果 ①物品の管理について (7) 図書の管理について	図書の取得後はタイムリーにシステム計上を行い、定期的に現物確認を行って、所在不明の図書については速やかにシステムから除却することが必要と考える。	書籍の取得にかかる管理システムへの入力については、定期的な入力を随時入力することとし、書籍の定期的な現物確認をするとともに所在不明な書籍については、データを削除することとした。	
174		備品出納簿とシステムの冊数は、同数であるべきなので、両者の計上内容を一致させる必要がある。	書籍の取得や廃棄等のデータは、備品出納簿への記載をしたのち、管理システムへのデータ入力を行うことにより、登録内容の同一化を図ることとした。	
175	Ⅱ. 各施設の状況について 15. 千葉県立中央図書館 (6) 包括外部監査の結果 ①物品管理について	物品の取得や除去等の物品の増減の際には備品出納簿の更新をするが、物品の定期的な調査は実施していない。物品の現状を適切かつ正確に備品出納簿に反映するために物品の定期的な現物調査をすべきである。	平成23年度から、物品の定期的な現物調査を行うこととした。	

平成22年度包括外部監査

[教育庁]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
176	II. 各施設の状況について 15. 千葉県立中央図書館 (6)包括外部監査の結果 ②中央棟の耐震化	不特定多数の県民及び県外の方が利用する施設であり、現在の施設の状況を考えると、早急な耐震工事が必要である。	千葉県耐震改修促進計画において、平成27年度までに概ね全ての特定建築物の耐震改修を行うことを目指しており、耐震診断の結果、Is値の低い施設については、同計画に位置付け、耐震補強工事を実施していく予定である。	
177		長期的な修繕計画を策定することで、施設を維持するための総コストが最小化され、かつ、施設の長寿命化を図ることが可能であることから、長期的な修繕計画を策定すべきである。	今年度策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」において、図書館の将来的な方向性を示したところであり、老朽化に伴う施設・設備の改修については、耐震改修と併せて実施する計画である。	
178	II. 各施設の状況について 16. 千葉県立中央博物館 (6)包括外部監査の結果 ①物品管理について (ア)定期的な物品の現物確認の実施について	物品の定期的な現物確認が実施されていないため、定期的に物品の現物確認を行うべきである。	備品の管理使用者に出納簿による管理確認を定期的に行わせるとともに、分任出納員による確認調査を併せて行うこととした。	
179	II. 各施設の状況について 16. 千葉県立中央博物館 (6)包括外部監査の結果 ①物品管理について (イ)物品の管理台帳について	物品の現物確認を行ったところ、 ①物品管理ラベルが貼られていない物品が存在する。 ②物品の名称や数が帳簿上と一致しないものが存在する。 ③過去の出納簿の管理NO. と現物物品管理ラベルのNO. が一致しないものが存在する。 の問題があったため、備品出納簿を正しく作成し、千葉県財務規則に基づいた備品の管理が必要である。	物品等の把握及び出納簿との突合を行い、備品出納簿の記載を修正した。また物品はラベルを貼付することにより出納簿との突合を確実にできるようにした。	

平成22年度包括外部監査

[教育庁]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
180	Ⅱ. 各施設の状況について 16. 千葉県立中央博物館 (6) 包括外部監査の結果 ② 収蔵資料の管理について	博物館として台帳に登録すべき資料の優先順位を明確にした上で資料の整理を促進していく必要がある。	登録すべき資料については、各研究分野ごとの優先順位、整理方法の見直し及び検討を行っており、その後資料整理のペースアップを図っていく。	継続
181	Ⅱ. 各施設の状況について 17. 千葉県立美術館 (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について (7) 物品の定期的な現物確認の実施状況について	千葉県財務規則の趣旨に則り、定期的に物品の現物確認が必要である。	備品の管理使用者に、出納簿による管理確認を定期的に行わせるとともに、分任出納員による確認調査を併せて行うこととした。	
182	Ⅱ. 各施設の状況について 17. 千葉県立美術館 (6) 包括外部監査の結果 ① 物品管理について (4) 備品出納簿の記載について	物品個々に管理番号を付し、管理ラベルを貼付し、現物と備品出納簿との整合性を確認できるようにすべきである。	千葉県財務規則により物品にはラベルを貼付し、備品出納簿との突合を確実にできるようにした。	
183		現有全ての物品については備品名、資産番号、設置場所、取得年月日、型番毎が個別に記載された出納簿を整備し、定期的に現物調査を実施することで出納簿の正確性を保ち、適切に物品管理をおこなっていくことが望まれる。	現有物品と備品出納簿の突合を行い、規則に従って備品出納簿の記載を修正した。今後は備品の管理使用者に、出納簿による管理確認を定期的に行わせるとともに、分任出納員による確認調査を併せて行うこととした。	
184	Ⅱ. 各施設の状況について 16. 千葉県立美術館 (6) 包括外部監査の結果 ② 法定点検への対応状況	法定点検に基づく指摘については、早急に対応する必要がある。	現在計画中の耐震補強・改修に向けた取組の中で、法定に基づく指摘については対応していく計画である。	継続

平成22年度包括外部監査

[教育庁]

公の施設に関する財務及び維持管理事務の執行について

No	事項名	結果（意見）の内容	措置状況等	備考
185	II. 各施設の状況について 16. 千葉県立美術館 (6) 包括外部監査の結果 ③ 施設の老朽化について	耐震化対応・改修等の早急な措置が望まれる。	平成22年度より耐震補強・改修に向けた取組を行っており、現在、平成26年度の完成を目指している。	継続